

第2回日野町議会定例会会議録

令和4年3月14日（第4日）

開会 9時00分

散会 12時29分

1. 出席議員（13名）

1番	野 矢 貴 之	9番	谷 成 隆
2番	山 本 秀 喜	10番	中 西 佳 子
3番	高 橋 源三郎	11番	齋 藤 光 弘
4番	加 藤 和 幸	12番	西 澤 正 治
6番	後 藤 勇 樹	13番	池 元 法 子
7番	奥 平 英 雄	14番	杉 浦 和 人
8番	山 田 人 志		

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

な し

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

町 長	堀 江 和 博	副 町 長	津 田 誠 司
教 育 長	安 田 寛 次	総務政策主監	安 田 尚 司
厚 生 主 監	池 内 潔	産業建設主監	藤 澤 隆
教 育 次 長	宇 田 達 夫	総 務 課 長	澤 村 栄 治
企画振興課長	正 木 博 之	住 民 課 長	山 田 甚 吉
子ども支援課長	柴 田 和 英	長寿福祉課長	吉 澤 利 夫
商工観光課長	福 本 修 一	建設計画課長	高 井 晴一郎
上下水道課長	持 田 和 徳	会 計 管 理 者	山 田 敏 之
生涯学習課長	吉 澤 増 穂	住 民 課 参 事	奥 野 彰 久
学校教育課参事	小 椋 慶 洋		

4. 事務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	山 添 昭 男	総務課主査	森 岡 誠
--------	---------	-------	-------

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

- 1 番 野矢 貴之君
- 1 1 番 齋藤 光弘君
- 1 3 番 池元 法子君

会議の概要

－開会 9時00分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立お願いします。

一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

11日に引き続き、一般質問通告書に基づき、順次、発言を許可いたします。

1番、野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） おはようございます。

それでは、通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。私からは、第6次総合計画の中から、自然資源についてお聞きしたいと思います。

まず、第6次総合計画の中には、豊かで持続的な循環型の地域社会をつくっていくと、ざっくりとそのようなことだと認識をしておりますが、中でも循環型というような言葉というのは、コロナショックもありまして、特に意識されているようなワードだと思っております。循環型地域社会を実現するためにはどうすればいいのかと考えたときには、例えば日野町にどのような資源があるのか、その資源を循環していくということですので、まず資源を把握して、どのように活用できるのか整理して、それを多くの方がアクセスできるようなプラットフォームにしていくことが理想なのではないかなと考えております。

地域資源というのは、言葉を変えると社会資本ですとか資本ストック、地域のリソースというような言い方をすることもあるかとは思いますが。そこで、そのような多様な地域資源の中から、今日は自然資源というものをテーマに取り上げたいと思います。あまりこういうことを取り上げることは、あまりないのかなと思いつつ、特にそう思いついて取り上げたいと思っております。このような質問をする理由というのが、現時点で、日野町が自然資源というものを十分に活用できているとは思っていないからなんです。

例えば、子どもと自然に触れ合いたいなと思って日野町ええとこやなと思って引っ越してくるとします。そうしてきたときに、テーマパーク、グリム冒険の森やブルーメの丘はあるんですけども、それ以外でこの町は自然豊かやな、どういうふうに自然と遊べるかなと思って、夢を持って引っ越してきたら、ちょっと調べてみると、テーマパーク以外の自然遊びのできる場所はどこか分からへんと。どうやっ

て遊んだらいいかのノウハウも分からへん。これは多分、ホームページとかにはどこにも載っていないと思います。

そういうようなことで、田舎で自然と暮らすことを夢見て引っ越してきた人が、どうやって自然と戯れていいのか分からないのが現状になっているのではないかと。こんなことから、今回は、豊かな自然は地域資源になっているかというテーマを下に、一問一答でお聞きします。

大きく1問目は、豊かな自然資源との共生ということで、総論というような形で、2つ目には、河川や森林という、各論という流れで質問していきたいと思います。大きくは総務政策主監、また建設計画課長、産業建設主監にお聞きしていきたいと思うんですけども、副町長ですとか町長にもちょっとご意見を頂きたいところも出てくるかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思います。総務政策主監との恒例のやり取りシリーズはこれが最後になるかと思しますので、ちょっと魂のやり取りをしていきたいと思ひます。

まず、参考としまして、参考というか前提資料は第6次総合計画を基に、根拠に質問をしていきます。

まず、前提の確認なんですけど、この中には住民意識調査、以前から何度も出ているので、改めてそれが何かということは必要ないと思うんですけど、住民意識調査で日野町のよいところのアンケート調査の順位でいいますと、1位は自然災害が少ない、89.7パーセントの人がイエスと言っていると。2位は自然環境がよい、88.1パーセント。3位は治安がよい、81.3パーセント。もう、ここまで断トツなんですよね。歴史文化が多いなというのも当然、4位ですけども、70パーセント。景観がよい、68パーセントということで、もう1つ載っているのは、高校生の日野町のよいところというのは自然環境が1位になっているということで、ここでまず、前提の質問なんです。

この結果から、日野町にとっては自然環境というのは、自他ともに認めるというか、多くの人認める長所、自然資源、地域資源であると考えてよいですね。

議長（杉浦和人君） 1番、野矢貴之君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務政策主監。

総務政策主監（安田尚司君） おはようございます。今、野矢議員のおっしゃったとおり大切な資産でありまして、総合計画を今、おっしゃっていただきましたが、一部ではなくて全部にわたっていますので、また議論をしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） この自然資源を考えていきたいんですが、まず、豊かな自然との共生ということで、日野町総合計画にもそのような文言があるかと思ひます。

れども、豊かな自然との共生というのは、どのようなことを指すのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務政策主監。

総務政策主監（安田尚司君） 豊かな自然との共生ということでございます。私たちの生活は、今も昔もあらゆる面で自然からの恵みで支えられているという状況です。昔の生活は、近くの里山など、その土地の自然と人が持続的に共存していける仕組みがありました。しかし、今では生活様式が変わりました。山や川など自然と生活が分断されまして、自然への畏敬の念が薄れ、自然が遠い存在となっているのではないかというふうに思います。私たちは、そうした生活様式が変わったことで、自然への負荷が大きくなっていることを認識し、地産地消、またその負荷軽減を意識した生活に改めていくとともに、日頃から自然を親しみ、楽しみ、守り、生かし、自然に触れ、癒やされ、学び、感謝し、自然も人も大切にされている状況が、自然との共生だと思えます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 人間とはどうあるべきかみたいなところを教えていただいたような気がします。まさに、概念として自然との共存ということでもう、畏敬の念までおっしゃっていただいたので、そういうようなことはとても大切なことだと思うんですけど、何となく分かるけど、あまりそういうことを考えていない方にとっては、分かるような分からんようなみたいなこともあるかと思うので、ちょっとその辺をひもといていきたいと思えます。特に、自然からの恵みに支えられているというところが、実は私、キーワードだと思ってまして、その辺もちょっと後で詳しくしていきたいと思うんですけども、ちなみに、主監の少年時代は、現代というか、今、一般に暮らされているよりももっと自然と戯れたり、山や川で遊ぶ機会が多かったのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務政策主監。

総務政策主監（安田尚司君） 今よりは多かったかという、今よりはちょっと多かったと思えますけど、そんなに大きく変わっているとは思っていません。ただ、自然のところへアクセスする、近づくという部分でいうと、かなり違うのかなと。今はやっぱり、何かあれば危ない、寄ってはいけない、危険の部分が先にやっぱり先立っているのではないかと。それも大事なことだと思うんですが、私たちはかなり川の近くで何遍も遊んだり、森のちょっと奥で隠れ家を造って、そこへ入っていったり、けがもしたりしましたけど、そういう部分でいうと、全く感覚が、今、違うのでは、その辺が違うのかなと。自然があるものについては、大きく変わっていないけど、そこにアクセスしている私たち、私が子どものときと今の子どもたちとは大分違うというふうに感じます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1 番（野矢貴之君） まさにそう思います。先ほどおっしゃっていただいて、ちょっと自然と分断されているみたいなこともあったんですけど、私もそう思っていて、今、山とか川とか、いわゆる自然が暮らしとは大分違うところにあるような気がしているんですね。例えば川ですと、自然の川というよりはもう、川の役割として、生活の一部じゃなくて水路になっていると。上流から下流まであふれることなく、流すためのもの、人間が踏み入るようなものではないという。例えば山とか川、山はどう感じるか分からないですけど、景色なのか、人の土地って感じるのか、ちょっと分かりませんが、結構、暮らしの中に入るようなものではないと。そういうふうな、自然と生活がどんどん分かれていったというのに、何か理由ってあると思いますか。

議長（杉浦和人君） 総務政策主監。

総務政策主監（安田尚司君） これはもう、先ほど申しました、生活の様式が一番大きいだろうなど。大人も山のほうへ柴を取りにいたりキノコを取りに行くというなりわいに関係するようなどころがなくなってくる。それと子どもは連れていかない。当然、行くこともない。昔はそういうなりわいの中で子どもを連れながら、手伝わしたりしながら、そういうことがあったんだろう。私たちの時代はそこまではなかったですけど、あかん、危ない、行ったらあかんというのはあまりなくて、ああ、そうか、遊んできたんか、そうかで終わっていましたが、やっぱり今は危険度の問題も確かに大きいんだろうなど。

じゃ、何でもええやないかと言ったら、そういうわけではない、やっぱり荒れている部分もたくさんあるので、やっぱり親とどれだけ、その辺が触れられるかという部分も、今に合った形でちょっと考えていく必要があるだろうなどというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1 番（野矢貴之君） やっぱり危ないからやめるというのはとてもあると思うんですね。はっきりよう分からへんから、迷ったらやめとこうかと。昔というか、例えば怒られるまでやるというか、結果的に怒られたらやめたらええみたいな、そういう遊び方というか暮らし方も結構あったような気がしていて、例えば人の家の畑でも、友達の家畑とかやとずかずか入っていたりして、勝手に人の家の畑の肥だめに落ちたりして、あったりとか、例えばお寺にしてもそうだと思うんですけど、お寺に入って遊んでいたんですよ。ところが、今はそういうことをしていいか分からないから、そんな場所だとは多分、見ていないと思うんですよ。檀家さんか、何かイベントに連れていってもらったら入りますけれどもというような、どうか分からんからやめとくということがあったと思うんですね。

それで、本当は自分でけがしたり近所のおっさんに怒られたりということも、も

うそもそも今なくなっていっていると、やらないから。そういうことが世の中の変化でいろいろあると思うんですけど、例えばインターネットとかデジタルの普及もあるでしょうし、遊び方が変わったとか、あと大人が忙しくなったとか、何か個人情報保護みたいなものも影響しているような気はしていて、匿名でのバッシングがあるような世の中になったり、情報社会、貧困化したりとか、あと、ちょっと無個性を目指すような、何か飛び抜けた個性じゃないほうが楽だという考え方であったりとかいうようなことも、家庭内での会話でもそういうふうになっているんじゃないかなと思います。

そうこうしているうちに、自然と戯れた経験のない人が親になって、余計に分からんと。昔はこうやったということもなく、つまり、何か懐かしいとかもなく、ただ知らないということになっていくかと思うんですけど、経験から役に立つか立たないとか、面白いとか面白くないからやめるというより、現体験がなくて、川に入っているのかわからない、山に入っているのかわからない。そういう真っさらな世代が増えているんじゃないかと思うんですが、その辺はどう思われますか。

議長（杉浦和人君） 総務政策主監。

総務政策主監（安田尚司君） まさにそのとおりかなと。私どもの年代の子どもはそこそこいける。私の子どもの世代で経験した子もまた、その後は、もうちょっといける。要は、経験したかどうかは非常に大きいのではないかというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 全く同感です。経験、体験がとても大事なかなと。今、あまりそういうことが、そもそもないのかなと思っております。これというのは、ちょっと余談ですけど、商店街とかにも当てはまるような気がしていて、自然だけじゃなくて、商店とかにも行ったことがないから行き方が分からへん、おかみさんの付き合い方が分からへんみたいな。ちょっと余談なんですけど、そういうことが往々にしてあるんじゃないかなと思っております。

そういうことを踏まえて、次、日野町がありがたい姿、また、そのためにはどういうことが考えられるのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務政策主監。

総務政策主監（安田尚司君） 日野町がありがたい姿ということでございます。霊峰綿向山や竜王山をはじめ、町内の多くの里山や河川、田園の風景、景色が四季折々に美しく楽しめ、多くの人が自然に親しみ、自然を守り生かす体験、交流、活動をするとともに、農業、林業、地域内循環と再生可能エネルギーと脱炭素社会への取組が進んでいる姿、そういう姿を思い浮かべます。そのためには、広く住民等への自然環境保全と自然資源の活用の啓発をするとともに、農業、林業の振興と合わせた

再生可能エネルギーの活用と地産地消の促進に取り組む必要があります。また、そうした取組とともに、当町の自然資源のすばらしさを広くPRしていく必要があるのではないかと考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 再生可能エネルギーまで考えていただいて、地域内循環をしていこうということですね。ちょっともう、似たような質問になっちゃうので、じゃあ、町もそうですけど、住民にはこんなふうになってほしいというのも、ついでにお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務政策主監。

総務政策主監（安田尚司君） 日野町の住民にあってほしいということですが、今から昔の生活ってなかなか戻れないという中で、多くの住民が里山等、自分たちの住む身近な自然に触れ、関わり、営む中で、住民の自然環境を大切に楽しみ、手入れする活動が活発になるとともに、ごみの減量や再生可能エネルギー、そうした意識が高くなること、また地産地消を実践されている姿であってほしい、ありたいと私も思っております。

そのためには、多くの住民が学校や地域で自然環境について学び、現在の自然資源や施設を活用する中で、自然と楽しめる場所と体験の機会をつくれるよう進める必要があると思います。また、この地域の自然を生かした作物や木材等を、もっと地元で消費する仕組みをつくっていくことが必要であるというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） どちらも共通して、自然への負荷をなくしていこうですか、再生可能エネルギーとか地産地消とか地域循環ということを書いていただいて、そのとおりにかなと思っているんですが、ちょっとここで意地悪な質問かもわかりませんが、自然への負荷というのとどういことでしょうか。例えば自然への負荷というのが、日野町の場合、何が自然への負荷になっていて、日野町にどう影響しているから何かせなあかんと。この自然への負荷というのは、日野町にとってどういことでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務政策主監。

総務政策主監（安田尚司君） 日野町にとって負荷ということではいいますと、身近なところでいいますと、いわゆる山里の森等も含めて、できていないというところで、実際には山の崩れができていたりとか、自然防災の中で若干そういう部分が出ているんだらうな。ただ、大きな目で見ると、これは地球規模と言われたらそれまでかもわかりませんが、やはり日々の温暖化の問題も含めまして、ごみを出す量によって、CO₂の発生の問題も当然、出てきます。移動するのにガソリンを燃焼す

る、それも全て、いわゆる生活全てに関して、実を言うとCO₂の発生源になっているという中で、それをどういうふうに変えていくかということがこれから求められているわけでございますけれども、そうした中で、今、町だけがどうやというところで見ると、自分の生活している身近なところで見えていくというふうになるんでしょうけれども、やはりそこはもっと広く、しっかりと認識していくということが必要なんだろう、それが自分たちの生活を改善していく、変えていくところになってくるんだろうなというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 巡り巡っているわけですし、つながっていますから、そうだと思うんですけども、この方向性をもうちょっと確認したくて、第6次総合計画の中で、政策の6に、人と豊かな自然との共生という政策の項目があると思います。そこにさらに分野があって、分野は20と21がここに当てはまるんですけど、循環型社会が20、21が環境共生と、この辺が、一応、今テーマにしているジャンルなんだろうと思っているんですけども、ここに書かれていることというのは、循環型社会は、簡単に言うと地球への負荷の少ないまちづくりをしよう。環境共生というのは、環境保全とか美化意識を培っていこうというようなことが書かれていて、個別計画でも、いわゆる景観維持のものが並んでいるかと思うんですけども、おおむね日野町はそういう方向で考えているということによろしいでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務政策主監。

総務政策主監（安田尚司君） この部分は、今おっしゃった、若干、環境についての象徴的な部分だろうなというふうに思います。これを達成するために、じゃあこの項目だけでいいのかという話にはなりません。自然の、今の環境の保全等に対しては、実を申しますと、10政策が並んでいます。そのうち1つだけは行政運営とかいう部分ですので、実際に住民さんとともに取り組むという部分は9政策になっています。

この9政策はどれかという、1つは子育てに優しい云々というのがある。これは青少年の育成に関係してきます。これは当然、自然との体験、いろいろなことを含めて出てきます。それから、次に、生涯にわたる学び、これは生涯学習。当然、皆さんがそれを学んでいくということを当然していかなければなりません。それから次に、生活の基盤となる町内産業、これは農業、林業ということを中心に当然、関わってきます。そして、さらにまちのにぎわい、これは観光、いわゆる関係人口も含めて、町外の人がいかに日野町の自然を守るため、触れていただくも含めて関わっていただくかということからいけば、観光でもしっかりしていかなければならない。そして、健やかで思いやる地域共生社会という部分では、誰もがそのことに携わっていく、いわゆる障害者の雇用にもつながる部分もありますし、障害者であ

ろうが誰であろうが、ノーマライゼーションの中で取り組むんだという意味で、当然関わってきます。

先ほどおっしゃった部分で、豊かな自然、それから次に災害危機というもの、これは先ほど言いましたように、自然を守ることで防災になっているんだということをしっかり意識していく必要があるだろうということに関わってきます。そして、心地よい都市計画、これは皆さんが日頃から見ている景観の問題ということも含めて関わってきます。そして最後に、住民が主人公の地域形成、これは誰がその自然を守っていくのか、誰と一緒にそのことを学んでいくのかといえ、住民さんが主体ですので、当然なってくるので、実を言うと9政策全て、自然資源をどうしていくのかということに関わっているというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） なるほど、よく分かりました。これだけの自然が豊かなところですので、何をやっても関わってくる、それが含まれているということで捉えました。

もうちょっと自然環境にぐっとスポットを当てたところで、ちょっと考えていきたいんですけど、例えば豊かな自然環境という考え方なんですけど、環境保全というのがあって、豊かな自然環境を守るためにということなんですけど、日野町の場合、むちゃくちゃ豊かやと思うんですよ、自然環境が。仮称環境保全という政策を、勘違いしないでいただきたいんですけど、しようがしようまいが日野町は豊かな自然ですよ。要するに、環境保全をしなくても、日野町の自然ってめちゃめちゃ豊かだと思いませんか。

議長（杉浦和人君） 総務政策主監。

総務政策主監（安田尚司君） 景観的にはすごく自然豊かだと思いますし、量からいうとCO₂の吸収量はかなり多いんだろうなと思いますけれども、じゃあ、山の中なり川の状況を見たときにどうなのかと。全く人が寄れないという状況になっていることが環境的に豊かなのかどうかという、ちょっと私はいつも、その辺についてはどうしていくべきかというのを悩んでいますので、ちょっとそこは疑問に感じる場所もございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 私たちが気持ちいい自然であってほしいですよ。そういうところはとても、私たちは生活の上でなので、あると思うんですけど、こういうような自然環境というのは1つ、いわゆる長所、資源だと思っています。

ちょっと副町長にお聞きしたいんですけど、マーケティングとかブランディングみたいなところで、県のほうである程度携わってこられたと認識して、お聞きしたいんですけども、その観点からいうと、これだけアンケートでも1番に出ている、

通常明らかな長所というのは伸ばしていこうというのがマーケティング的な戦略であって、例えば短所を埋めていくというのは、それが成功したところで人並みか、人並み以下になるというので、それはマーケティングブランディングの戦略の中ではもう、長所に思い切りスポットを当てて攻めていくという考え方だと思っているんですが、副町長はどのように考えられますか。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（津田誠司君） 私の経験でいきますと、直近でいくとビワイチのサイクルツーリズムというのをやっています、マーケティングとかブランディングということだったんですけども、あそこをやっているときのやり方が、まさに野矢議員おっしゃっているとおり、いいところを伸ばしていくというところで、ただ、役所がやる場合にはどちらかというマイナスをゼロにするというか、短所をまず見について、その底上げをするということが多いです。

ですから、観光振興とか一般においてはよくやる、役所がやる失敗というのは、一番下のところを伸ばすというやり方でやって、苦しみながらなかなか前に出られないということがあります。ビワイチのサイクルツーリズムの場合は、どちらかというとどんどん前に伸ばしていって、ただ、後ろのほうからついてくる方々にも、こうやったら一緒にできるよということを示しながらどんどん前に進めていくというやり方をやっていたので、まさに議員がおっしゃっているとおりだと思います。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） よく分かる説明を頂きまして、ありがとうございます。

こういったもの、自然だけじゃなくて、ちょっと私もいろいろなところの資源を生かすという意味でお聞きしたことを、今、ちょっとお話ししたいんですけど、そのままできるだけ保存しよう、これって文化財とかでも、今、日野町でもある話なんですけど、そのまま保存しようというのを凍結保存といういい方をするとして、活用しながら保存をするというのを動態保存と呼ぶというようなことを言われているということを知ったことがあるんですけど、例えば高島市の水辺環境というのがあって、高島市の水辺環境を高島市は重要文化的景観というものに選定して、やなとか、何か突き出したところから何とかとか、水辺に下りる道がとか、いろいろなところがあるんですけども、それを生活の中から切り離して保存するんじゃなくて、それを生活のまま使っているものとして保存をする動態保存という取組をしている。これが高島市の1つの事例ではあるんですけど、そのような、何かを保存していこうと考えたときに、活用しながら保存するという考え方について、主監、どのようにお考えでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務政策主監。

総務政策主監（安田尚司君） 今おっしゃったとおり、活用しながら保存しないと、仏像とか、いわゆる動くものではないというか、自然に影響せんものについては、一定それなりのと思いますけど、やはり自然については、それは生かしていかないと、変化しますし劣化します、当然のごとく。ですから、いかに生かしていないと、生かすということをししないと利益がないので、手を出しませんので、やはりどうやって生かすのか、生かすことで保存できるという考え方が非常に大切だというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 主監も、ちょっと初めのキーワードに戻るんですけど、自然からの恵みで私たちは支えられているというか、いただいていたり生かされている。そういうことを考えていって、僕、そこをとってもキーワードにしたいくて、例えば自然が豊かというのは、ちょっと言い換えると多様な生態系があると考えられると。多様な生態系があるというのは、在来種があったり固有種があったり、日野菜をそのまま育て続けているというのもそうだと思うんですけど、それが反対で言うと、開発だけしてしまっただけが残っていると。それは全然面白くないよねというので、多様性が大事ということになっているかと思うんですけど、多様性を保っているということが、文化的にも自然的にもすごくバランスがよくて、その多様性の中から恩恵があるだろうと。これが自然の恵みだと僕は考えているんですね。

例えば、いろいろなものがあるから、季節に果実があって、木の実があって、山菜があったりキノコがあったり魚があったり肉があったりしますね。季節に蛍がいたり虫の音が聞こえたり花が咲いたり、庭の雑草だって季節によって咲く花って変わりますからね。例えば景観であったり星空であったり、山、川、いろいろあると思うんですけど、こういうものが自然の恵みだと考えて、これはすごい豊富なのがいいんじゃないかということなんですけど、これを頂くというのを、いわゆる生態系からあふれてくる恵みをもらう生態系サービスというふうに、ちょっと僕、呼びたいんですけど、そういうものを、人間本位でいうと、そういうのがええとこやから住み続けてきた歴史があると思うんですよ。人間本位ですけどね。恵みを頂く、頂ける場所やからいいとこやって。

そう考えたときに、自然の恵みイコール生態系サービスを、恵みを自然資源として考えて、今ある自然資源、見た目の自然資源じゃなくて、そこから生まれてくるもの、生産されてくるものを自然資源として考えたときに、それを増やしていこうと、それをみんなで享受してそれを増やしていくという考え方、これを動態保存として考えていこうという考え方、結構面白い考え方になると思いませんか。

議長（杉浦和人君） 総務政策主監。

総務政策主監（安田尚司君） もう、基本的だと私も思います。ですから、おっしゃ

ったように、これをつくるためにここの場所にこれをつくりますではなくて、ずっと生態系と、それから気象の関係と、全て含めて、水、土、全部でできてくるわけですから、そのことを踏まえた循環、そこを意識したものを、これは全て、それによってできてくるものは全て恵みでございますので、そういうような大きな意味で、自然と、これも1つの共生として考えていくべきだと思いますし、それを恵みだというふうに考えるべきだと思っています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 多分、通じていると思ってしゃべっているんですけど、その自然の恵みをいっぱい得られる町やでというのって、めっちゃ面白いと思っているんですね。そういうようなことを、人と豊かな自然との共生という、質問に入りますが、そういうことをテーマにしていくことで、住民の幸福度を高めていくと。実際、さっき、今お聞きして、全部のところは自然の政策というのは実は入り込んでいるんだよということをお聞きしたんですけども、改めて自然を生かして幸福度を高めるような政策や計画というのは、具体的にはありますでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務政策主監。

総務政策主監（安田尚司君） 住民の幸福度を高めるという意味でございますけれども、昔は、先ほども言いましたように自然と共生ということで、暮らしそのものに合致して、だから、絶えず恵みを受けているという意識が絶えずあったので、先ほども言いました畏敬の念というのはすごく感謝と、恐れも当然、しているわけでございますけれども、そういう部分が多かったんだろうなと思います。だから、いつも恵まれることに、自然から与えられるものによって、これがありがたいなと。そのことが、実際には幸福という部分があったんだろうなと思います。

ただ、今、この時代に、じゃあこれがどうなのかという部分になってくるので、その中では、生活様式が変わって山や川など自然の分断されてきたという部分があるので、先ほども言いましたように、そこは自然との関係を意識していくことが必要だろうというふうに思っています。自然との関わりによって今以上に生活の豊かさを感じることができると。だから、意識して接していくという、自然というものを意識するところが大事だろうなというふうに思います。それによって、いつも見ている四季折々の景色というのが、それを意識することによって、こんなきれいやなという、思える、そのことも1つの幸せだろうなと思いますし、それから、里山やら田園、川などの自然の中で、実際に自分たちが交流、体験できる場、機会をつかっていくことで、高齢者とか障害者の仕事の間となることもありますし、地域経済やエネルギーの循環などの取組というのでも進められるかなと思っています。

こうした取組が、自然も自然に関わる人々の暮らしも、より大切に豊かにしていける社会になると考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 自然との関わりの中でいろいろと、いろいろな人が関わっていることが、仕事にも生まれてくるんじゃないかということになっていくと思うんですね。ちょっと、やっぱり、僕もそうなんですけど、何か川のこと山のこと、さっきのどこかで遊ぶということもそうなんですけど、懐かしいとか、昔、若干の体験があるじゃないですか、私たちには。今、多分ここでお話を聞いていただいている方には体験があると思うんですけど、それを今から考えていくときに、1回ゼロにして考えたほうがいいんじゃないかなと思っているんですよ。いわゆる懐かしいノスタルジックな政策ではなくて、全く新しい政策として考え、打ち出していいんじゃないかな、そういう時代に差しかかってきたんじゃないかなと思っているんです。

というのは、昭和の時代でいいますと、何で近かったかという、それが経済にも結びついてたからだと思っているんですね。例えば森林が経済と結びついてた。暮らしが経済にあって、つまり経済発展を、昭和の政策は行政としても後押しすることで暮らしがよくなって、それが精神的な豊かさ、幸福度につながっていると信じて疑わずにやってきたのが昭和だとしますよね。実際そうだったと思います。ところが、そこから平成になって、平成はちょっと空白の30年、これはすっ飛ばして考えていいと思うんですけど、そこで、何となく経済だけでは心満たされへんのちゃうかなということに、転換点として薄々みんなが気づいてきて、今、令和を迎えているというときに、今までどおりの延長上ではなくて、例えば令和というのは、政策の考え方ですよ。精神的な豊かさを、いわゆる幸福度を上げることを中心に政策を考えていく。そういう起点でいうと、全く新しい考え方になると思うんですね。

そうやってみんなが自己実現をしていく。人の役に立つことをしたい。成熟社会の日本だから、平成の30年を迎えて、承認欲求とか自己実現欲求というのは、マズローの法則でいうとあるというようなことも踏まえると、幸福度を高めたい、自己実現をしたい、これを後押しするのが令和の政策で、それによっておのずと地域の経済が回っていくという。地域経済をおざなりにするんじゃなくて、そこから地域経済がその発想で回っていくという考え方で打ち出していったら面白いんじゃないかなと思っています。

自己実現って仕事だけではないんですけども、昭和のときはその政策が経済に結びついてたので、民間も連動して、もしくは民間ががっとう動いていっても発展していったと思うんですけど、この考え方でいったときに、もうかる話は今、していませんので、民間は参入できないんですよ、幸福度を高めるという活動に。ざっくり言うんですよ。民間企業はという意味ですね。企業活動としてめっちゃめっちゃ参入しにくい、もうからない。だからこそ、行政が担うべきんじゃないかなと思っ

ているんですね。そういうようなことも踏まえて、幸福度を高める令和の政策として、どーんと新しいものとして打ち出していくというのに、このような自然の恵みと暮らしを結びつけるという考え方、もっと出していってもぴったりくるんじゃないかなと思っているんですけども、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務政策主監。

総務政策主監（安田尚司君） 非常に難しい。それは確かに進めていかんなんのんですけど、民間がそれに関われないかという、私はちょっとそうは思っていない。民は民のところでしっかりとお金をもらいながら、そこに自然を生かして、それこそ生かしてお金をもうけてもらうには別にそう抵抗はない。ただ、そこにどういふところでの教育的な観念、しっかりと学んでいただく、先ほど言いました環境とどういふふうにつなげていくのか、カーボンニュートラルをどうするのかとか、もう少し大きな公的な意識を持ってもらう部分を、そこにどういふふうに注入するのかという部分は、公がしっかりと押さえていかなあかんとは思いますが、そこで民間を排除というか、ここはちゃうやろという部分でなくて、どういふふうに組み合わせていくかというのが大事なかなと私は思っています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） ちょっと語弊がないように、民間がそういうことをしないということじゃなくて、行政の後押しやらがあると、民間が当然入ってきます。ただ、民間、どこからお金を生むのかということ考えたときに、例えば河川をきれいにしてもお金を生まないとしたら、民間企業が勝手に参入するということはある程度考えにくい。ただ、行政施策として河川をきれいにするという事業があれば、民間は入ってくると。そういうような入り口と、どっちが先かみたいなことで言って、基本的に連携してやるものだと思っています、おっしゃるとおり。ただ、入り口としては、行政が打ち出していくと、とても動きやすいんじゃないかなと思っているところです。

ここで町長にお聞きしたいと思うんですが、町長が以前、日野町が日野町たるゆえん、別の研修やらでお聞かせいただいたときには、日野町の歴史・文化がそこにあるから、ここは日野町なんだと、それを共有している、これはとても大事なことで、これが今の郷土愛みたいなものに結びついていくというようなことをお聞かせいただいたと認識しています。私どももまさにそのようなこと、一緒に思っています、歴史・文化がみんなの共有観念としてとても大事だと思っているんですね。これと同じように、先ほどの発想ですけど、自然の恵みを現体験として共有する、町の人がみんな共有していくというのが、とても重要な郷土愛になったり、また教育にもなっていくんじゃないかなと思うんですが、いかが思われるでしょうか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 日野町が日野町たるゆえんということで、さっきのシンポジウムでも歴史・文化は第一であるというふうに申し上げましたが、そのときも多分少し触れたと思うんですけど、もう1つ申し上げたのが自然であると。つまり、ここに先人が住むとお決めになったのはこの地形のおかげであって、この気候、そして綿向山も当時、当然あったわけでごさいます、ここにこの自然環境がなければ、歴史・文化は存在していなかった。となると、実は大本は自然環境であるわけでごさいますので、それが重要だと思っています。自然環境が第1レイヤーとしてあって、第2レイヤーに歴史・文化、先人の営みがあって、その上に我々の今の社会生活があります。

ですが、非常に私、難しいと思っているのは、第3レイヤーである我々の今の社会生活、行政施策は、一番、3つ目のレイヤーにアプローチはしやすいんですけども、歴史・文化とか人の長年の営みとか、もっと言えば自然環境にアプローチするというの、物すごく時間のかかる、労力のかかることで、その答えというのは非常に難しいなというのが正直、課題として考えています。

今、文化財保存活用地域計画ということで第2レイヤーにアプローチをしていきたいということと、第1レイヤーにアプローチとして、環境基本計画ということはこの2年で策定していきます。これまで、日野町でも様々な団体の方、住民の方々が、具体的な活動をつくって下さいました。その計画につきましては、よく、そういう計画は行政が、言ったら形骸化したような計画をつくり得ることが多々あるんですけど、そうではなくて、住民の方の、まさに私たちの計画なんだと思っただけのような計画をつくっていききたい。つくらせて、そういうものができたら、本当にすてきなと思っ、そのように今、段取りを組んで、この2年でつくらせていただきたいなと思っています。

そういった中で、そういった観点もありつつも、一方での新しい部分とかという発想はまさに、そのとおりだと思っ、やはりこれから、例えばインフラに関しても、今まで言うと、ハードで川をがんと固めたり、道路もアスファルトでがんと固めることですけども、ヨーロッパなんかではグリーンインフラというのが非常に広まってきておっ、単にアスファルトだけではなくて、そこの地域の保水とか、それが大雨が出たとしてもうまいこと水が引くようにとか、河川においても上手に回していく、生態系を維持しながら回していくという考え方が出てきています。残念ながら日本ではまだまだ進んでいなくて、その辺りは何か挑戦をしていきたいというのはすごく思います。今すぐでは、当然、ないです。そういう新しい考え方とかをしっかりとやって、末永く皆さんに愛し愛されるような自然環境のあるまちにしたいなと思っています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） ありがとうございます。総論としては、そのような、ちょっとこんな考え方の角度もあるんだなということで、また何かきっかけになればいいかなと思って聞きました。自然でもそうですし、いろんなところでそのようなことが当てはまればいいなと思っています。

総論だったので、ちょっと分かりにくいところがあったかもしれないので、2問目、もっと具体的に各論に迫って行って、ちょっとだけイメージしていただきたいと思います。

2つ目の質問に行きます。河川や森林は地域資源になっているのかということで、具体的にお聞きしていきたいと思うんですが、日野町の河川と暮らしの特徴みたいなものがあれば、お聞きしたいと思います。建設計画課長ですかね、お願いいたします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 日野町の河川と暮らしの特徴ということでご質問いただきました。

日野町内には日野川をはじめとしまして、佐久良川、出雲川、砂川等、多くの河川が存在しておりまして、農業用水としての利用もありますし、集落内においては、大きな川ではないんですが、絶えず水が流れている小さな河川もありまして、集落によっては生活用水や防火用水、さらには桜川で3地区で整備されておるんですけども、親水公園などを整備し、憩いの場としても存在しているという状況でございます。

一方で、多くの集落で河川敷の除草や浚渫等、河川愛護活動に取り組んでいただいております。これについては、まず景観の維持というのがありますが、昨今の異常気象による大雨等によりまして、かなり河川のほうも傷んできているということで、たまった土砂の浚渫等についても取組を頂いているところでございます。

いろんな意味の中で、まちの中で河川と暮らしの特徴、暮らしの特徴になるかどうか分からないんですけども、今、日野町においては、河川と地域については、非常に密接な関係にあるのではないかなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） ほとんどが、一級河川が大きな名前では多いということで聞いております。ほとんどの、どうでしょうね、小さな水路のある小川が憩いの場となっている集落があるというのは、非常にいいことだと思うんですけど、小さな集落のある小川じゃない人は、多分、その存在を知らないと思うんですよ。なので、結構知る人ぞ知る、そういうところがあるんだなということで、お聞かせいただきました。

大きな川というのはもう、ほとんど農業用水の水路みたいなふうに感じていなが

ら過ごしてしまっているというところなんですけど、ちなみに河川愛護についてなんですけども、私の集落でも河川愛護しているんですけど、河川愛護でちょっと川に親しむというような感じで接していないんですよ。実際には、なぜかといいますと、河川愛護する場所、日野川ダムの向こう側なんですけど、うちのところ、その日しか行かないんですよ。その理由はいろいろあるんですけど、一番大きな理由は防獣フェンスがあって通常入りにくいというので、その日だけ開くので、ほとんどの人が行ったことないんじゃないかなと。そういう意味でいうと、親しむというよりはちょっと、比較的、集落の仕事のために行っているというニュアンスがあります。

そういうことも踏まえてなんですけど、国土交通省のページによると、河川というのは公物って書いているんですけど、いわゆる一般公衆が自由な使用ができる、何人も許可、そのほかの行為を持たず自由な使用ができるということで、その公物というのは、河川とか公園とか道路とか港湾がそれに当たるとのことなんですけど、簡単に言うと、河川で遊ぶということは、誰かにここで遊んでいいですかと聞かなくても、誰でも基本的な河川で遊んでいいって考えていいんですかね。その場合ですけど、河川って持ち主というのは誰になるものでしょうか。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 基本的に一級河川と言われるのは県の管轄でございますので、県のものというよりも、国のものかなというふうに思います。一級河川でない小さな小川や普通河川については、基本的には町の管理ということになりますので、町のものかなというふうな認識はしておりますので、先ほど申されましたように、それぞれ管理しているところがございますので、一定の規則なり決まりみたいなものは、使用にあたっては存在しているのではないかなというふうには思っております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） その辺りの集落とかのルールを守って遊ばしようということだと思んですけど、県が管理しているということなんですけれども、県の管理であっても、町とか集落でイベントやら学習を企画、河川ですということは、さして問題がないというか、やってもいいということで考えてもよいんですよ。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） かつて私も、小学校のPTAの役員をしているときにですけども、今で言います日野川ダムの上流の高橋の下辺りで魚つかみをしようということで、活動としてしたこともございます。

基本的にはここでこういう行事をしたいんですけどということは、県のほうに説明をした上で、一定、許可という許可書までは出えへんのですけれども、一定、い

いよというようなことで承諾を得てやったということもございますので、特に危険な時期に危険な場所ではないにしろ、こういうことに使いたいねんということで県のほうに報告をすれば、あえて規制がかかることなく、ある意味、自由に使っていただけるのかなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 念のため聞いておいたらいろいろ安心やし、その手続のほうがいいかなという感じもしますよね。今、情報も手に入られますので、何も知らない、勝手にするよりは、ここでこうしていいかと聞いたほうがいいのかもわかりません。

そういうことでしていくとしたら、例えば日野町は、河川にまつわる、河川に親しむという事業を、こっちの総合計画とかではちょっと探しくかったんですが、河川に親しんでもらう事業とか、川の生き物が住みやすくなるように川を豊かにしようみたいな事業というのは、町としては持っているのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 正直なところ、そういうような事業は、建設計画課というよりも町としては、あまりできていないのかなというふうに思います。ただ、県なんかですと、いわゆる魚の稚魚の放流とかということで、河川でそういうような行事をされるようなことは、過去に何回かあったかなというふうに記憶はしております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 先ほどの総論からつなげていきますと、川というものを自然資源として楽しんでいく企画が、民間であったり公民館単位で、ちょっとやっていたいたりしているかなと思うんですが、その辺をうまくつなげていけると、もう少し関われる人も増えて、面白く見えるんじゃないかなと思っているんですよ。

例えば東近江市ですと、川ガキプロジェクトというものをしております。これは多分全国的にちょこちょこあることだと思うんです。川ガキというのは、夏のセミの時期に突如として現れる、川で遊ぶ餓鬼のことなんですね。川ガキプロジェクト。そういうようなことが風物詩としてある町ってすてきやなと思ったりするんですね。そういうものを意図的に政策計画の中で働きかけるということはできるのかなと思ったりします。

そういうようなことなんですけど、ここで川遊びの情報を、じゃあ民間であっても、つくって発信しても特に問題ないんだろうと思っているんですけど、例えば行政的にそこを積極的にやってきていないというのは、川と遊ぶというのをつなげると、何かややこしいことになったら困るから、積極的にそこには入っていないとかいうような事情とかあったりしますか。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 確かに、川で遊ぶということについて、何かあったときということになりますと、当然、管理者である県なり町のほうにも非はなかったかというような話は出てくると思いますので、どちらかといえば消極的になっているのかなというふうに思います。ただ、先ほどからも出ていますように、私たちが子どもの時分という、確かに川で魚釣りもしましたし、川探検とって、今、出ていました、夏の時期になると突如川に現れる餓鬼やないですけど、そういうような遊びは絶えずしていました。ただ、最近ほんまにそのようなことがないというのは、イベントなりなんなりできっかけをつくってでもやらんと、なかなかそういうふうにはならんというふうに思います。当然、河川を管理する側からとすれば、どこでもここでもいいよというわけにはいかんと思うんですけども、基本的に安全な場所で、一定のマナーや決まりを守って利用していただく分には、何ら問題はないかなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 日野町の場合、川辺のキャンプ場とか、そういうものがないので、余計に行く機会がないのかなと。近くの町に比べますと、こういうところがあるなと思えば浮かぶものがないからというのものもあるかもしれないんですけど、ただ、初めのほうで話を頂いたように、一級河川であっても親水公園としてされているところもあるという、佐久良川ですかね。県の管理のところだけど、親水公園になっているということは、下りやすくちょっとなっていたりとかして、住民や町の人がここに携わって、やりやすいようにしてくれているということだと思んですけど、そういうところをもっと活用したりして、することによって、遊び場もそうなんですけど、地域の人とか、どっちにしろ地域人は草刈りを何らかの形で、農業とか地域ごとにあるとすれば、活用してもらっているほうが、もうちょっときれいにしておこうとかいう気持ちがより働くんじゃないかなと思うんですけども、管理する側として、そっちのポジティブに生かせるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 議員おっしゃるとおりやと思います。ただ、なかなか親水公園といたしましても、町に形としてあるのは今、3か所ございまして、原地区と、それから川原地区、それから中之郷地区ということで、平成12年ぐらいたったかな、県のほうで整備をされて、管理のほうは地域でいただいているというのが現状でございます。そんな中で、草刈り等の管理についても、なかなか今の時代、仕手がないということで、なかなかこってりできへんと。それでも、その3地区さんについてはきっちりしてもらってはいるんですけども、その辺、管理について

も集落のほうでということになっていきますので、なかなかそこも厳しくなってきたということもございます。

ただ、その辺は、議員言われますように、もっとみんなに知っていただいて、活用いただくことによって、その辺についてもしっかりとした管理が、町としても関わっていけると思いますし、県としても関わっていけると思いますので、そういう方向でいくというのは、すごくいいことやなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） ありがとうございます。まさに活用しながら保存していくという、集落の方って、今言う管轄にはなっている気がしますが、活用したい人が一緒に参加してできることも考えられるかなと思うので、綿向山の整備とかのように、そういうようなことができるといいなと思います。ありがとうございます。

例えば今のが河川の場合のことなんですけど、次に、山林というか森林について、ちょっと捉えていきたいと思うんですけども、森林と日野町の暮らしの特徴というものがあれば、教えていただきたいと思います。産建主監ですかね。よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 日野町の森林と暮らしの特徴ということでご質問でございます。

もう先ほどから総務主監と、お話しされているとおりでございます。かつて日野町は里山で集められたまき、落ち葉が燃料材として利用されてきた、また山で育てた木材は建築資材として生産されてきたというものでございます。ただ、昭和30年代後半の燃料革命、また価格の安い外国産材の輸入によって、それらの生業は徐々に衰退していったというものでございます。また、戦後に植林された管理されていない人工林が放置されているとか、手をつけられていない里山が野生獣のすみかになっているといったことが、今、課題となっているところでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 燃料等々で使われて、今は獣害にもちょっと悩むようになっていくということだと思っておりますが、例えば綿向山が象徴的なので、綿向山近隣のことを例に例えたいと思うんですけど、綿向山だけであっても所有者の方ってたくさんおられるかと思っていて、ちょっと綿向山の近所というか西大路じゃない人でも所有者がいるんじゃないかなと思ったりするんですけど、これは近所に住んでいた人が、そこでなりわいをしていた人たちが、今、なりわいじゃなくて町に出てきて、所有者のほうで動いていったというふうに考えられるのでしょうか。所有者がたくさんいて、いろいろなところにおられるような感じで思っているのはどういう理由か、もしご存じでしたら、教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 申し訳ないです。あまり存じ上げていない部分が多いんですけども、綿向山の付近については、綿向生産森林組合さんの所有が多くございます。その他、多くの方がお持ちの部分については、離れていかれたといった感覚を持っております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 時代とともに住む場所は変わっていくなと思うんですけど、先ほど綿向生産森林組合のお話を頂いたんですが、綿向森林生産組合とか、ほかにも森林組合というのがあると思います。その森林組合さんが主に森のことをしているというイメージを私、持っていますし、多分、多くの方が持っていると思うんですけど、この森林組合と、所有者とか町、行政とかや地域との関わりというのはどのようなになっているか、教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 森林組合と所有者、また町との、地域との関わりということでございます。日野町には森林の所有者を正組合員ということで、協同組織である滋賀中央森林組合さんと、綿向生産森林組合をはじめ自ら森林を所有し、森林経営を行う組織である生産森林組合は4組織ございます。それらの組合が行う間伐等の事業について、県の助成、また町の助成、合わせて助成をしているというものでございます。また組合では環境活動としての活動のフィールドを提供する、琵琶湖森林づくりパートナー協定を企業さんと締結されて、協働による森林づくりに取り組んでおられるところでございます。そのほか、日野小学校、南比、西大路では学林を所有しておりますので、PTAの奉仕作業での下草刈りとか体験学習の場として活用いただいているものでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 学校も学林を持っているんですね。森林が資源になっているという観点ですので、ちょっとそこについて、分かる範囲でお答えいただけるとありがたいんですけど、私の家にも綿向生産森林組合の株が保有されていまして、今住んでいる地域でも結構な人が株主になっているかと思っています。今までそれについて、配当金みたいなものは全然ないんですけども、そういうものというのは、今後もない、もう綿向山から利益みたいなものが生まれてこないのかというのが気になっているんですけど、その辺がもし分かれば教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 綿向生産森林組合さんをはじめ、ほかの生産森林組合さんにもたくさん組合員さんがおられて、出資をされているという部分がございます。それぞれの組合、いろいろ形は違いますが、綿向さんでいいですよ、生

業として山のほう、育林と伐採で成り立ちをされているというところがございますし、なかなかあとの、ほかに森林組合さん、ございますけれども、維持をしていくというのが厳しい部分もあるというのを聞いております。それが組合員さんにとって、安定している部分の組合さんもございますし、今後どうしようかというお悩みされている組合さんもあるというのは聞いておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） ありがとうございます。今のはちょっと個人の話として聞かせていただいて、次、山林所有者にとってという話を聞きたいんですけど、例えば森林組合に所属を委託している所有者さんがいるとして、山をもう、順番に間伐してもらおうとか、いろんな、その方々は、固定資産税とかもいろいろ踏まえても、年間収支は黒字になっているものでしょうか。分かれば教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 山林の所有者さんで、例えば間伐ができていないものを、滋賀中央森林組合さんに間伐を委託される。これを一定、間伐をした中で補助を受けて売買ができる、収益を頂けるといふ部分がサイクルとしてございますけれども、ちょっと私、年間の固定資産税とかそういうのも含めて、収支が取れているかといいますと、そこまで考えさせてもらったことはないんですけど、まずまず、補助金を受けて、間伐をした材を売るというサイクルをしていかないとなかなか、それだけのサイクルで収支が取れていかないというのが現実、お聞きしているところがございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） それだけのサイクルではということで、私もそう認識しています。これって、ちょっと似ているものが、中山間地域の農業のビジネスモデルに結構似ているかなと思っていて、補助金ありきじゃないと、そもそもビジネスモデルが赤字の設定になってしまうと。だから、ただ、それは経済のためだけにやっているんじゃないから、補助金が出るというのは、その仕組みは構わないんですけども、とにかくそこで何が問題かと言いますと、それに関わっている人たち、施工業者とか、もしくは所有者とかもそうなんですけど、収入をその状況で倍増しようとするときに、現行の仕組みであれば、補助金を倍増するしか収入を増やす手だてがないというようなことが問題かなと思うんですけど、そういう考え方でよろしいですかね。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 単純に自分のお持ちの、植林をされて投資をされた材を、販売目的で活用していこうというようなお考えになりますと、今、議員がおっしゃいましたような補助金を活用した仕組みというのでないと、なかなか成り立っ

ていけないというふうに思います。ただ、最近はなかなか、そういう感覚というよりも、施業を山主さんがお願いされるというよりも、施業をしませんかというぐらい推進をしていかないと、なかなか山に関心を持っていただけない山主さんが多いというほうで、収支を、そういうのを度外視した中で、何とか補助金が出るので、山をきれいに、将来のあなたの山の育林のためにというふうな推進をしていただいて、何とか間伐を徐々に進めていっていただいているというのが現状でございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 間伐をできる限り進めていくために補助金も使いながらということだと思うんですが、私の持っている知識では、今、日本が抱えている木の、森が抱えている木の材の量というんですか、ボリュームというのはもう、過去最大になっていて、昭和の植林の成果で、今、日本が抱えている、植わった状態の木の材の物量が最高になっていると。だから、つまり量だけで見たらめちゃめちゃビジネスチャンスというか、資源が相当ある。外国から仕入れなくても、日本材で回せる。だから、国もそれをしていこう、県もそれをやっっていこう、びわ湖材を使っっていこう、そういうことが起きていると認識しています。

ただ、仕組みがそこに備わっていないというか、というような現状かと思うんですけど、それを踏まえて、現在の森林というのは負債か資産か、ちょっと相続問題とかが最近出てきていると思うんですけど、森林を持っている人は負債と考えるか資産と考えられるかということについて、どのように思われますか。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 現在の森林が負債が資産かというお話でございますけれども、まず前段、主監等お話しされましたように、森林のほうは水源涵養、土砂災害の防止、また保健、レクリエーション等の多面的機能があるという、まず、人々の生活を支える貴重な資産というふうに考えられます。しかし、先ほどからお話ししています林業生産活動の低迷ということで、高齢化、森林所有者の不存在化が進んだことによりまして、森林境界が不明確となって、適切に管理されずに荒廃した森林というのは少なくないという現状でございます。森林は多面的機能を有することですから、全ての人の共有の資産であることの理解に努めることが必要だと考えております。

山林が売買されることによりますものについては、県の条例や森林法に基づきまして届出が必要となっておりますので、それで、町のほうとしては情報把握はさせていただいておりますけれども、なかなか全てが届いているというものではないというのが現状でございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 国土として考えたら、とても貴重な資源で、みんなそれこそ愛

すべきものだと思うんですけど、個人の経済的な持ち物みたいな考え方でいうと、実際に相談を受けた事例なので1つご紹介したいんですけども、ある方が、相続を、家庭裁判所を通じて相続の分与が言い渡された。そこに山も平地の土地も持っている人が亡くなられた場合で、固定資産税と面積で、山をわ一つと集めて、それと平地の家が建てられるところと同じような考え方になるので、ある人は山が相続されて、ある人は平地になったと。これは納得いかへんということで、高等裁判所に持っていったら、高等裁判所は家庭裁判所ものを差し戻した。つまり、もう1回やり直せよとなった。

これを解釈すると、財産として、金額的な価値は森林には生み出せないのじゃないかというふうに判断されたと解釈できるんじゃないかということで、それ自体がどうこうじゃないんですけど、それを基に何を相談されたかということ、ということは、山を持っておられる方が亡くなったときに、今後、相続する、あり得るのが、大阪に住んでいる子どもが、日野町の山を持っている方が亡くなって、大阪で相続する。山、どこか分からへん、境界も分からへん。持っているだけでお金がかかる、森林組合にも所属していない。その山を引き継ぎたいかと考えたときに、手放したいという心理になるんじゃないのかなと。そうしたときに、私たちはまだこの町に住んでいて、この山を守っていかよという意識がここの方はあると思うんですけど、もしそうじゃない場合に、そこに例えば外国資本やら、何か不純な動機の業者さんやらが買いたいと言って買われることってあり得るじゃないのかと。それを町としては対策なり何なり、ちょっと考えたほうが、町の山を守ることになるんじゃないのというご相談というか、提案を頂いたんですね。

そう考えますと、今のお話ですと、所有者が変わると届出をもらうということなんですけど、許可制じゃないので、農業委員会みたいな関所を通らないとすると、見ることはできても手も口も出せないというようなことになるんじゃないかなと思うんですが、その認識で合っていますかね。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 相続で山を受けられるとか売買も含めまして、届出制度がございます。ほとんどが代行の司法書士さんなんかが届けられるというのが多いです。実際、それが町としては適正な書類を受けるということで、受理をさせていただきだけの事務ということでございます。それを町のほうで、きちっとそれが所有者、林地台帳がございますので、それで管理をさせていただいているところで、今後、山の経営管理という部分に入ってきたときに、そういった林地台帳の整備をしていくことで活用していくという意味で、届けを頂いているものでございまして、議員おっしゃるとおり、何ら町のほうでそこに制限をかけるということとはできないというようなものでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1 番（野矢貴之君） 先ほどの例が、例というか、悪いほうのイメージが起きるとも言えないし起きないとも言えないんですけれども、やはり少し気にしていったほうがいいのかなと思います。そうしたときに、どういうふうにするのかという仕組みづくり、難しいんですけど、町としては、もっと山に興味を持ってもらおうと。山に興味を持って携わる人をとにかく増やしていくと。この山、守っていきたいなと思う人を増やしていくという施策を打っていくのがスタートかなと思うんですけど、森林資源を取りあえず活用するというこのために、所有者や管理施業者というんですか、とかとのスムーズな流通の仕組みは、k i k i t o さんととかとのやり取りで仕組みをつくっていると思うんです。

もう1つの森林活用の方法というか、必要なことが、消費者に意識を持ってもらう、地域の人、消費者に意識を持ってもらう仕組みが必要だと思うんですけど、私、県の森林の方にちょっとお聞きしたことがあって、うちの家、ペレットストーブというのを入れたんですけども、おとしですか、そういうもので地域の木を資源にして燃やしていくストーブです。まきストーブもそうなんですけど、この設置補助金が以前あったんですよ、県で。これが、僕が設置する年になくなったんですね。完全実費でつけて、たまたまちょっと違うセミナーとかで滋賀県の方とお話しするときに、何でなくなったんやって聞いたら、木材を使ってほしい、使ってほしいというセミナーの後ですよ。なのに何でなくなったんだって聞いたら、県は大きな仕組みをつくるんだと。実は、その辺のアプローチは市町村に委ねたんだと言われたんですよ。ご存じでしたか。ちなみにその補助金はないと思うんですけど、ちょっとそういうお話、把握しておられるかなと思って、ご存じでしたでしょうか。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） ストーブの補助金については、ちょっと存じ上げていなかったです。多分、県の大きな仕組みと言われているのが、今のほうで経営管理制度ということで、町が森林環境譲与税なんかを活用して、森林所有者さんに今後の山の活用についてどうされたいかというような調査をして、それが地域、例えば綿向生産森林組合さんなんかの施業したいという事業者さんに預けるというような、町がそういった中間に入って山を管理していく制度、また、それがなかなかかなわないところについては、町が一定、管理をできるというような法整備ができたわけでございます。それを大きな仕組みと県のほうが言われて、これからそういった管理で山がしっかりと管理できていくんやということを言われたのではないかなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1 番（野矢貴之君） 町が管理していく、県と連携しながらなんですけど、やっぱり

興味を持ってもらうための、何かメニューはあったほうがいいと思うんですよ。今、滋賀県でいうとびわ湖材を使いましょうということで、びわ湖材補助金がまだあるのかな、来年度も。今年度まではあったと思うんですけど、家の木質化とかするのにびわ湖材を使っただけの補助金があります。そのような形で、日野町でも、もし県がそういうようなことをもう、市町村にしてほしいんだということであれば、市町村としては、そういうメニューを持つべきじゃないのかなと思っています。

それが、そういった地域資源を材料としたストーブをつけるなり、木質化なり、地域の木を使うなり、そういうことが本当は、理想は、コスモスラーラの企画のというか、打ち出す段階で地元工務店に導くような施策、地元の資源が活用されるような施策が出されることができた、出すべきだったんじゃないのかなと思っているんですよ。そういうことがちょっとできなかったというのは、もしかしたら森林資源とかを活用しようという計画という根拠はなかったから、どうする、どうするということで期限が来て、流れたみたいにならなくなったんじゃないかなと思っています、やっぱりそういう具体的な計画なり、活用するんだよという文言、それは理念であったとしても、やっぱり必要かなと思っているんですが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） おっしゃるとおり、山の川上から川下へということで、非常に川上の木材をいかに川下で使っていくか、そういった仕組みをつくっていくと循環もしませんし、そういった意味で大きな、日本の国土もそうですけれども、1つの日野町という町の中で、そういったところに行政としてどういった施策ができるかというのは必要であるんだろうなというふうに考えております。もうちょっと山どこの市町さんですと、町産材の活用について補助を出されているとか、ストーブもそうですけれども、そういった補助制度もつくられているという例もございます。

日野町で今、残念ながら今は材が足らんというような時期で、日野町の木材も高く流れていっているというのが今の現状でございますけれども、一定、まずは今のところ、日野町としてできれば公共財として木材を使っていきたいなという思いで、公共施設から木材を使って、流通へ結びつけていけるようにというふうに考えておりますけれども、議員おっしゃいますような、もう少し広い意味での施策も必要かというふうに認識しております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 通常あまり、例えば農林課ということでいうと、そのような商業とのつながりをはじめから想像して設計することは少ないかもしれませんが、産業建設主監というポジションが今後もあるとしますと、そういうような連携が可能だし、できればそのような役割を期待して、つなげていっていただきたいなと思

ます。

最後の項目なのですが、ちょっと林業について、たまたまある研修を受けまして、自伐型林業というのを聞いたもので、先ほどまでお話ししていた林業が補助金で、ちょっとにっちもさっちもというのは、いわゆる慣行林業、今までの林業という考え方で、附属の資料もつけているんですが、慣行林業と一般的な林業と自伐型林業という考え方、ざっくり簡単に言いますと、一般的な林野庁が進める林業というのは50年で皆伐すると。50年で全てを切ってしまう。そうすると山がはげ山になっちゃうので、エリアを決めて順番に植えて、間伐、間伐、間伐、全部切る。間伐、間伐、全部切るでやっていくので、50年以上の樹木は存在しない。そういうやり方が林野庁が進めている慣行林業です。

それに対して、自伐型林業というのは、あるエリアを長期にわたってどんどん間伐を進めていくと。そうすると、100年、200年先まで、木の本数は減っていくんだけど、木は太くなっていくので、材木の量は増え続ける。そして、一本当たりの単価も増え続ける。これがもうかる林業なんだということなんです。

ほかにももっと、こっちのほうが自然災害も少なくなるんだとか、いろんな理屈があったんですけども、簡単に言うと、今までの林業でにっちもさっちもいかないという前提がもう、分かっているのであれば、こういうようなことをちょっと研究をして取りかかれないかな。そうじゃないと、何十年後も同じ仕組みなので、補助金を増やす以外は。何かこういうようなことでもやって、町の林業について考えていけないかなと思っていますが、いわゆる慣行林業の限界と自伐型林業の可能性について、分かれば教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 慣行林業の限界と自伐型林業の可能性についてということでございます。

慣行林についてはもう、議員おっしゃいましたように、木材価格の低下等により、伐採作業や林内からの搬出運搬経費を賄える収入を得られていないということから、補助事業への依存が高くなっているというものでございます。逆に、自伐型林業は、適正規模の山林を確保し、毎年度、間伐生産しながら、長期的に経営を安定させる林業と言われていたところでございます。

長浜市さんでは、地域おこし協力隊が自伐型林業を実践しておられるということも聞いております。日野町においても、今後の可能性について、先進地を研究していきたいなというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） ぜひ研究していただきたいなと思います。全てを変える必要もないと思いますし、例えば、今、組合に入っておられないところ、先ほどの話題に

出た、そういうところをどう活用していくかというのは、慣行林業を考えていく未来には、組合に入っていない森林の活用方法ってないと思うんですよ。そういうことにも生かせるとか、いろいろなことを考えて、こういったものをできれば研究して取り入れていく。そうすることで、興味を持った人が、うち、やっていますよということによって1人でも来れば、その人に相続されるかもしれないし、愛を持ってそこへ何とかしたいという人が土地を持つ、町に住むということにもつながっていくのかなと思います。

例えば、岡山県の西粟倉村は、こういった山の素材を売るといえるか、生かすことの、多分、日本一の最先端だと思うんですけど、ここではそういうことをやりやすいように、森林所有者というのはそのままにして、森林の管理を村が一元化していると。村が会社のように森林を全部管理している。委託もしているんですけど、それでやり取りしている。これによって、森林の流通やら施工やらがやりやすくなって、所有者には分配だけが行っているというような仕組みが西粟倉村の仕組みなんですけど、今、恐らく境界が曖昧な、日本中そういうようなところを、国も、何とか分かるように、町が管理しやすいようにしようというような方向だと思うんですけど、所有者の多い日野町も、そういうような方法で、誰かに渡っても、仮に渡っても問題ないと。この山は変なふうに使われないように町が管理してやるんだというようなことは考えられないものではないでしょうか。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） まさに先ほどちょっと言いました、森林の経営管理計画に基づく町の業務の1つが、今、岡山の例だと思います。まずは境界を明確化にするというのが大前提になってきますけれども、その中で所有者さんに意向を聞くと。そこで管理できない方が多くあると思います。そういったときに、町の生産森林組合さんが管理されるのか、できない場合は町が引き受けて、管理委託を出して、その山が成長するまで管理していくというような仕組みをつくっていくというのが、大きな国の制度でございます。まだ今、日野町もなかなか、日野町といいますか、滋賀県の中でもなかなかそこに、まずは境界から始まるということで、進んでいないというのが現状でございます。町のほうも今、徐々に境界を、国の補助を頂いて確定した中で、次は消費者さんへの意向確認をさせていただこうかなというふうに考えておるところでございます。

実際、町の事務としてうまくそれがやっつけられるかというのは、非常に難しいところがございます。できれば地元の生産森林組合さんでの経営が、それによってしっかりと成り立っていくのが、まず大前提にあるのではないかなというふうに、全て町が受けるのではなくて、それが大前提にあってほしいなというふうに願っているところがございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1 番（野矢貴之君） 既存で組織があるということで、その既存の組織が当然うまくいくというのが理想の姿だと思います。新しい取組というのは、できれば既存で活動しているところの助けになるような取組になるのがいいんだろうなと思いますが、そもそもの仕組みが難しければ、やはり仕組み自体を柔軟にちょっと変えていくようなことも検討する必要があると思いますし、いろいろなことをちょっと研究しながら、とにかく一步前に進めていただきたいと思います。

ちょっと今はもう、掘り下げないですけど、うわさでは、境界を確定するためにはかなりの膨大な時間がかかるということで、数十年でかかへんのちゃうかというようなことも耳にはしていますが、その辺もちょっと心配していますけれども、やはり資源ですので、大いに生かしていただきたいと思います。

それでは、最後に町長にお聞きしたいと思います。これで最後にします。

河川や山林、森林というのも、もちろん保存するだけという凍結保存ではなくて、活用しながら保存していかなきゃと思うんですけど、こういうのが自然の恵みを増やしていこうという取組、多様な豊かな自然環境をつくるということにつながっていく、直結する話だと思うんですね、川も森も。こういうふうなものを、さっきちょっと言いましたけど、山の木を使うという、使おうよという計画を立てるだけでも根拠となるので、随分変わってくると思うんです。そういうようなことを含めて、ちょっと概念だけではなくて具体的な取組、山や川、自然というものをつなげていく具体的な取組を期待したいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 川や森林の活用について本当に示唆に富むご意見を頂きまして、ありがとうございます。

私の字も山を持っておりまして、私の家も多分、山があるんですけども、実は私もどこからどこまでというのを知らないということ、大変恥ずかしいんですけども、あります。所有者不明土地の問題もあれば、所有者不明森林というのも大きな問題として存在してしまっていて、本当に大きな課題感を持っています。その、どういった持続可能な形にしていくかということは、もちろん時間も、当然、お金もかかってくることではございますけれども、どこかではしっかりとしないといけないテーマであることはもう間違いありませんので、様々な先進的な事例を参考にしながら、何か糸口が見いだせないか、ちょっと頑張っていきたいなという思いでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1 番（野矢貴之君） ありがとうございます。大変難しい問題やとは思いますが、ただ、暮らしていて楽しくなることは間違いのないと思うんですよ。そういうよ

うなことで、みんなが、あれはこういうふうにしんだらいいねんなの1つを、1つずつ増やしていくという作業を、みんなで手を組んでできたらいいなど。とにかく自然の恵みを享受するという方向が面白いかなと思って、お話しさせていただきました。また4月から異動とかもあると思うんですけど、そういったことも留意しながら、取り組んでいただけるとありがたいなと思います。

これで質問を終わります。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。再開は、10時50分から再開いたします。

－休憩 10時39分－

－再開 10時50分－

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

11番、齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 通告書に基づき、2項目について質問いたします。

はじめに、公平公正な行政執行について、一問一答で質問いたします。

行政執行は、常に公平公正でなければなりません。国においては、森友学園問題、加計学園問題、桜を見る会など、安倍元首相をめぐる疑惑、それを忖度する官僚、公文書の改ざんなど、多くの国民が納得できず、政治不信が広がりました。

日野町において、12月定例会で取り上げた内池の住宅開発事業は、町長が便宜供与したのではないかとという問題があります。町長の提案に対して、議会が何らチェックしないことは、議会としての役割を果たしているとは言えません。しっかりと解明すべきであり、一問一答で質問いたします。

この問題について、チラシなどで町民の皆さんにお知らせしたところ、開発事業を実施した経験のある方からは、開発事業者がすべき道路整備を町が肩代わりするなど考えられない、不公平だ。またある方は、交通安全は大事だけれど、だからといって不公平なやり方を見逃していいのか。地元住民の方からは、チラシを見て内池住宅開発のことがよく分かったなどの意見を聞きました。町長とともに出席した上迫の初集会では、不公平な行政執行に対し言及する意見がありました。役場でもいろいろな声が寄せられているのではないのでしょうか。そうした中、町長の許認可行政の在り方の認識を改めるべきではないかと考えます。

そこで町長にお伺いいたします。町長は、こうした声をどう受け止め、公平公正な行政執行はどうあるべきだと考えているのか、伺います。

議長（杉浦和人君） 11番、齋藤光弘君の質問に対する当局の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、公平公正な行政執行はどうあるべきだと考えているのかとのご質問を頂戴いたしました。

私は、町民の皆様のご意見等を真摯に受け止めるとともに、法令遵守はもちろんのこと、住民の皆様との信頼関係に基づき行政執行に努めていくべきだと考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 今、法令遵守、住民との信頼関係に基づき行政執行に努めると、町長は原則的な答弁をされました。

そこで、お伺いいたします。一般論として、通常、開発事業において必要となる道路等の整備は、開発事業者が行うことが原則と考えますが、いかがですか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 一般論としまして、開発事業において、その開発事業者さんが道路整備を行うということは、その状況にもよりますが、あり得ると思います。今回の事案につきましては、やはり地区計画ということでございますので、地区計画の設定というものは、開発とはまた別のものだという認識を持っております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） そのように、開発業者が行うべきところが、今回の内池地区の開発事業では、町が地区計画運用基準を満たせていないことを認識しながら、満たさない部分は町が肩代わりするというにしました。本来、開発事業者がすべき道路整備を町が肩代わりすることに、不公平だという声があるのは当然のことだというふうに思います。ここに公平公正な行政執行の観点から問題があることを指摘をしておきます。

次に、許認可行政の在り方について、町長の認識を伺います。

12月定例会の質疑で町長は、様々な議論の過程で、事業者とのやり取り、様々な交渉、県の考え方など、様々な要因がある中で、計画内容が途中で変わることはあらゆる事業であり得ると答弁されています。相手とのやり取りが、交渉によって許認可の審査の基準や判断が変わっては、行政執行の公平公正は成り立ちません。町長の認識、答弁は撤回すべきではないですか。いかがですか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 2点目に、許認可行政の在り方についてご質問を頂きました。

開発等の事業を実施する上で、申請および工事の過程において、内容が変更される事例はあり得るとの認識に変わりはありません。道路の整備とか、議員の皆様も何かで期成同盟会等に関わっておられるときに、その計画の法線が変わったり、計画の内容が変わるということは当然、あり得ることだと認識を頂いているものと思っております。ただ、変更するために審査の基準や要件が都度変わることはあり得ませんし、ないと認識をしております。そのため、今回ご質問いただいた答弁を撤回する必要はないというふうに考えております。

また、先ほど、最後にお伝えいただきましたけれども、開発要件と地区計画での要件を満たすというのは全く別物でございます。そこが混同されてご議論を頂いているのではないかなと思っておりますので、町としては、地区計画という地元の集落さんからのご要望に対して、地区計画という一番大枠の部分を果たすために、道路の整備を小学校の整備と一体的に、国の有利な95パーセントに上る、なかなかこんな機会はもう二度とないと思っております。それに乗って、整備を一体的にするという決断をしたものでございます。ですので、その枠の中で業者さんが開発をどうされるかは、開発基準という別の基準に基づいてなされるものでありまして、それが、業者さんが満たしていないから地区計画というものが満たされないというのは全く別の議論であると感じております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 私は、事業者とのやり取りや交渉によって計画が変わることはあるということは問題だと言っているのです。おおむね、許認可行政というものは、業者と交渉するものではなく、誰に対しても公平公正を期するため、法令、ルールに基づき審査するものです。今回の場合は、地区計画運用基準というルールがあります。示威的な判断をしないよう、町が定め、考慮している基準に基づき審査すべきものです。町長が、交渉で変わることがあるという認識だから、常識では考えられない肩代わりという結果になったのではないかと思います、いかがですか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 許認可の基準とかが変わることはありませんので。それを変えたつもりは今回、今回というか普通ございませんし、計画の中身の細かい部分が変わるといことは、ご地元の意向とか業者さんとのやり取りの中であり得る話なんです。ただ、今、計画とそれを最終的に許可するか否かの基準が変わるといことは全く別の話でございますので、そこはしっかりとご認識を、混同してあたかもこっちが何か計画基準を全てゆがめてやっているかのような、ちょっとご発言を今、お伺いしたので、そうではなくて、そこは明確にすみ分けをなされておりますので、そして、そういった基準がそれによってゆがめられるということはあってはならない。今回の、当然、町民の皆様の信頼を裏切るようなことが当然、あったわけでございますし、これまでもですし、これからも、よりその辺りというのは厳しくしていかなければいけないと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 許認可の担当で、この地区計画については順次進めてまいりまして、基本的には今、町長が申したように、提案者との協議のやり取りや、そんな中で地区計画の運用基準が変わるといようなことはございませんので、

町長申しますように、開発の計画については、幾つか年間、開発事業が出てきていますが、正直なところ、変更のない案件のほうが少ないぐらいでございます。変更は生じますので、ただ、今回の場合、地区計画の基準が変わったわけでもなく、目的が変わったものでもございませんので、開発の変更と地区計画決定は別物であるというような認識をしております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 何遍も申しますけど、やり取りや交渉で計画が変わることがあるというのは、審査を受ける側の開発業者なら分かります。開発業者が計画を提出し、行政側が審査し、基準などにに基づき指示を受けた場合に、それに適応するよう、計画を修正することはあります。しかし、審査をする側の行政は違います。審査し、基準に適用しないなら不承認になる、もしくは適合するように指示するものです。基準に基づかない行政の対応は、瑕疵がある対応となります。その辺のところはいかがですか。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 議員の言われるように、開発事業、いわゆる開発行為については、おっしゃるとおりでございます。何回も申していますように、開発については地区計画決定に従って、開発の行為については順次、申請をされ、許可され、工事に移るというものでございますので、当然、開発に係る行為については、議員申されるように、いわゆる事業者とのやり取りやそんな中で変わるわけではなくて、あくまでも基準に沿って、基準の範囲でのものになりますので、あえて、今言われるように、そのことによって基準が変わるとかいうふうなことではないというふうに認識しております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） それでは、違う角度から質問いたします。

令和3年9月の第81回日野町都市計画審議会の説明資料を要約すると、開発業者の出した計画は運用基準を満たしていないが、一定、事業者ができる範囲は努力されたと判断する。あとは町が道路改良計画を立案し、基準を満たし、地区計画を認めるということです。町長は、開発業者の計画が運用基準を満たしていないことを認識しながら、地区計画を認めるという判断をしました。その根拠は、事業者の努力が大きな要素になっています。この事業者の努力という事項は、審査にあたり、根拠はどこにどのように規定されているのですか。伺います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 地区計画の決定につきましては、移住定住を目的とした住宅団地として位置づけ、地区計画決定をいたしました。提案者の計画は、目的を達成するため、開発基準を満たすことが原則ですが、先ほどから申し上げておりますとお

り、地区計画の運用基準イコール開発基準ではございません。このことは、提案された計画は当初、この素案時から運用基準を満たしているものとは、当然、限らないわけで、別物でございますので、満たす必要がないといえますか、とは限りません。

提案者の努力という部分につきましては、開発基準を満たした上で、地区計画の要件として提示した要件の実施を確約されたことだと理解をしております。地区計画決定にあたりましては、町道小御門十禅師線の整備を決定したことで立地基準を満たし、計画決定をいたしました。提案者の努力については、1つの要素でありますけれども、提案者の努力によって地区計画を決定するという規定はございません。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 今回の答弁ですが、開発許可の基準を満たすことは当然のことです。その上で、努力とは、地区計画の要件として、提示した要件の実施を確約したことと言われましたが、これは、調整池の区域外設置と道路の一部6メートルの拡幅を指しているのかもしれませんが、一部の6メートル拡幅では地区計画の運用基準を満たしていないことは、町も認識しています。つまり、運用基準を満たさないものを努力と評価するのは、すること自体誤りです。そもそも審査基準に規定がない。事業者の努力、そして、その努力も運用基準を満たさない、努力とは言えないものが1つの要素という判断をされたことは問題です。

許認可の審査は、法令どおりに適用するかどうかです。今回の場合は、運用基準に適用するかどうかです。一部修正しても基準を満たさないのであれば、認められないものでございます。いかがですか。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 今回の案件は、日野町の都市計画審議会においても約2年にわたって審議を頂きました。その中で、業者の努力という位置づけでございますが、いわゆる地区計画の運用基準の道路の内容と、今、議員のほうからおっしゃっていただきました調整池ならびに部分的な6メートルの拡幅については、基本的には、調整池は別にして、道路については運用基準を満たすという意味合いじゃなくて、開発の基準を満たす、もっと言えば、細かく言えば、そこについては開発基準では整備は必要ない部分ではあるものの、都市計画審議会において現地も確認いただき、現状もいただいた中で、地区計画を決定するにあたってという前置きはありますが、状況としては、そうするべきではないのかという意見を都市計画審議会のほうからもいただきました。よって、その辺の内容については、こういう意見が付されてということで、都市計画審議会のほうにも答申をしておりますので、基本的には、地区計画の要件を満たすものでなくて、基本的には開発の基準を満たすもの、もっと言えば、開発基準にも必要はないんやけれども、いわゆる地元の状

況、それから地元の意見を踏まえて、プラスアルファという形で整備をするというのが、いわゆる提案者の努力というような認識です。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） これ以上、質問いたしません。内池地区住宅団地開発事業は、日野町で初めての地区計画であります。本来モデルとなるべきものでした。しかし、残念ながら、そうはなっていません。このようになった原因は、時として難しい対応を求められる許認可行政において、毅然としてルールに基づいて公平公正な行政執行をするという、当たり前だけれども大事な原則を役場が踏み外したのであります。その原因は、町長に許認可行政に対する認識の不足、併せて副町長をはじめ幹部職員にも、断固として公平公正な行政執行を貫くという信念が欠如していることを指摘せざるを得ません。長年にわたり開発行政に携わり、筋を通してこられた担当課長にとってはじくじたる思いがあると察するものです。

町長は、これまでの対応を改め、便宜供与とならないよう、正常な正しいルールに戻し、住宅開発事業も道路改良工事も正常に進むよう是正することを強く求めます。引き続き、今後の対応を注意していきたいというふうに思います。

それでは、次の項目に移ります。小学校の教科担任制導入について、一問一答で質問いたします。

2022年度より、小学校高学年からの教科担任制導入の指針が発表されています。中学校と同じように教科ごとに先生が変わり、学ぶことになるのは大きな変化であるのに、どのように導入されるのか分からないのが現状です。教科担任制導入は、どのようになるのか、学校の教育力の向上を願い、一問一答で質問いたします。

教科担任制によって、教員の専門性、指導力を高め、子どもたちの学力向上、学校教育活動の充実や教員の負担軽減を目指すなど、4つの狙いがあります。教科担任制を導入するには、学校における働き方改革の推進に向けた教員の増員、加配が必要であり、政府は教員の増員を掲げています。既に導入している学校でも、やり方は様々であります。滋賀県教育委員会の動向を踏まえ、日野町においては2022年度から導入されるのか。導入されるとなれば、どのような形で導入されるのか。小規模の学年単学級の学校ではどのようになるのでしょうか。多忙な教員の実態があり、過剰労働の中で教科担任制にすることにより、多くの教員が必要になりますが、教員の加配は可能なのでしょうか。

そこで、教育長にお伺いをいたします。県教育委員会の動向、日野町の教科担任制導入はどのようになるのですか。伺います。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 小学校の高学年からの教科担任制の導入について、ご質問を頂きました。

まず、滋賀県教育委員会の動向を踏まえて、日野町での教科担任制導入がどのようになるのかということについてですが、町内の学校においても、令和4年度から実践展開ができるように、今現在、滋賀県教育委員会教職員課に、教科担任制の実施のための加配教員、この後、もう専科教員というふうに申しますけれども、その専科教員の配置をお願いしているところでございます。今まさに年度末人事の異動の内示を待っているところでございますので、具体的なことについては、この時点では申し上げることはできませんけれども、大きな期待を寄せているところでございます。

なお、従来の学級担任制から教科担任制へ変更になると聞かされていても、どのように導入されるのか分かりづらく、仕組みがやや複雑であるということは確かだと思います。しかしながら、教科担任制といっても、中学校のように国語は誰先生、数学は誰先生、理科は誰先生、社会はどう、英語、技術、美術、それぞればらばらにいろんな先生が教室に出入りするというふうなものではありません。学級担任の先生がいなくなるわけではありません。具体的には、算数、理科、体育、外国語、英語といった教科、一部分の教科を加配の教員が担当し、学級担任はそのほかの教科を受け持つという形となります。したがって、1日、高学年でいいますと6時間の授業のうち、1日1時間から多くて3時間程度の時間を、担任外の先生が担当するというイメージを持っていただきたいというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 年度末の人事異動の内示を待たないと、教員の加配があるのかないのか分からないという答弁であったかというふうに思います。

まずは、県教育委員会の方針に従い、教員の加配があれば、それに準じて各学校の教員の教育指導体制を準備されることになるというふうに思います。

人事異動の内示があってから4月の始業式まで10日前後の日程しかないのかなというふうに思いますが、その間で教員の配置が決められ、しっかりとした適正な教育指導体制の準備ができるのかなというふうに思うわけですが、その辺、お伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 内示を受けて、それから4月の始まりを迎えるわけですが、今、国のほうでも言われているんですけども、教員不足が大変深刻な状況になっています。そうした中、専科教員として正員の教員が配置される、あるいは、この事業については、専科教員以外の学校で、中には小規模校では週12時間程度の非常勤の教員が配置されるというふうな状況も想定されるわけなんですけれども、非常勤の教員においても、教員の免許は必須でございます。その教員を探すというふうなことについては、今、大変しんどい状況でもあるんですけども、4月の初

めが順調な形で迎えられるように、それぞれの校長先生はじめ、スタッフが一生懸命努力をして下さるといふふうなところでございます。そういった欠員が生じるというようなことがないように、努めてまいりたいというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 子どもたちにとって最適になる教育指導体制を整えていただきたいと思います。

小規模学校の西大路小学校とか南比都佐小学校、桜谷小学校の学年単学級の学校でも、専門教科の先生の加配の見込みはあるのかどうかというところをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 先ほどもちょっと答弁させてもらったんですが、どこの学校にどういうふうに配置されるのかということについては、ちょっと内示前ですので、この場では発言を差し控えたいというふうに思いますけれども、小規模校においても、正員ならびに非常勤の先生が配置いただけるように、県のほうに働きかけをしているというふうなところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 分かりました。その辺のところ、ちょっと後でもまたお伺いしたいと思いますが、次に、教科担任制導入の目指すところのメリット、デメリット、課題はどのようになるのか、お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 教科担任制の目指すところはどこにあり、どんなメリットあるいはデメリットがあるのかということについてご質問を頂きました。

教科担任制の目指すところは、専科指導教員、専科指導担当となった教員が、高学年の学級担任と教科によって授業を分担し、高学年の授業をチームとして、チーム体制で運営するということによって、授業と学びの質を高めることができる、学びの質が高まるというふうなことを期待しています。それから、複数の教員による多面的な児童理解を進めることができる。学級担任だけではなくて、複数の教員の目で子どもたちの支援をすることができる。さらには、授業準備の効率化を図ることができる。1人の先生が幾つかの学級を担当しますので、1つの教材準備だけでいろんな教室の授業ができるというようなことで効率化が図れると。さらには、これも大きいかなと思います。中学校への円滑な接続を図ることができるということです。

これらのことによって、指導を受ける子どもたちにとっても、学習内容への理解や定着が確かになって、自信につながります。複数の先生に関わってもらえることで、学習への意欲や関心が高まることにもなると思います。担任の先生にゆとりが

できて、子どもと関わってもらえる時間が増えるというふうなこともあるんじゃないかなと思います。さらには、教科担任制に慣れることで、中学校への不安の軽減につながるといったことなどのメリットがあるというふうに思います。

なお、逆に、導入にあたって慎重に考えておかなければならないことも幾つかあるというふうに思います。1つは、行事等による時間割の調整が大変複雑になるというふうなことも想定されます。それから、児童一人ひとりの学力や学習の状況を総合的に把握することが、若干難しくなるのではないかなというふうなことも懸念されます。学級担任の不安もあるということ、それから、教科の学習内容を横断的に捉えて関連づけながら授業を進めることができる、小学校の学級担任ならではのよさが損なわれる可能性があるということも、懸念されるところでございます。

複数の教員の指導を受ける子どもが、学習ルールや授業ルールの違いに戸惑わないようにする必要があるので、これらの心配がデメリットとならないような仕組みづくりも必要かなというふうに考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 丁寧に答弁いただきまして、ありがとうございます。教科担任制の目指すところのメリット、心配されるデメリットなど、理解することができました。

その中で、子どもたちが授業スタイルの違いに戸惑わないようにする必要があるのでないかという心配をされています。また、学級担任の先生との関わりの授業が少なくなることで、担任の子どもたちへの学力の学習の状況を把握することが難しくなることなど、学級担任ならではのよさが損なわれる可能性があるかと心配されています。

しかしながら、メリットとして、教科担任と授業を分担することで、学級担任の先生にゆとりができて、子どもたちと関わってもらえる時間が増えるというふうにも考えられています。これまでの学級担任のよさを損なわないように、子どもたちと真摯に向き合うようにしていただきたいというふうに思いますが、どうでしょう。

さらに、教員の負担軽減につながることを期待するところであります。多忙な教員の実態を踏まえ、教員の負担軽減をどのように捉えているのでしょうか。伺います。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 再質問いただきましたけれども、全て先ほど申し上げましたとおりではございます。小学校の、とりわけ高学年に教科担任制を導入していこうというふうなことでの国の動きになってはいますが、町内の学校の現場においても大変、高学年の先生の持ち時間数というのは多い時間になっています。例えば6年生の先生でしたら、週に27コマから28コマの授業をこなすわけですね。全ての教科に

わたって教材研究をしながら授業に臨む。ただ、低学年の先生は授業時数が少ないということがありますので、フリーの先生、専科の先生も、既に学級担任を持たない教員もいますので、そういった先生にも高学年の、例えば音楽だとか家庭科の授業に入ってもらったりしながら、できるだけ授業時数が均衡化するように、学校内で時間割の調整をしているというところなんですけれども、それにしてもやっぱり持ち時数が多いことと、それからいろんな教科にわたっているというふうなこともありますので、いろんな教科の教材研究をしていくというだけでも、大分時間を割かれるというふうなこともあります。そういった点で、教員の働き方改革にもつながってくるんじゃないかなというふうなことを思います。

ただ、やっぱり1つの学級を学級担任の先生がまとめることによって、子どもが安心して担任の先生に自分の思いを伝える。あるいは不登校だとか生徒指導上のいろんな問題について、やっぱり担任の先生中心になりながら考えるというふうなことも、人間関係のつながりということも、これからも大切にしていってほしいなというふうなことを思っています。メリット、デメリット、あるんですけども、よい効果が生まれるようにしていきたいというふうなことは思っています。

それから、さらに、先ほども答弁したんですけども、小学校から中学校へのつながりの部分で、やっぱり滑らかな接続ができるというふうなことで、徐々に中学校への生活に慣らしていくという、中1ギャップをなくしていくというふうなことの大きな効果にもつながってくるんじゃないかなというふうなことを思いますので、私は大きな期待をしているところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） ありがとうございます。私もそれなりに、教科担任制というのはそれなりの効果を発揮するもの、中学へのつながりを補強するということでの効果もあるというふうに思います。

1つ心配されることは、先ほども少し触れましたが、学校によって教員の加配があるかないかで異なることで、高学年の授業と学びの質の違いが生じないかという心配があります。その辺のところはどのように捉えているのでしょうか。伺います。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 学校によって配置されると配置されないところがあるというふうなことでございますけれども、既に専科教員の配置されていない町内の学校においても、いろんな仕掛けをして取組を進めてくれているところでございます。小規模校においても、先ほど言いましたけれども、学級担任を持たない教員がいますので、その先生が入って高学年の指導にあたりたりというふうなことで、取組をしているところでございますので、それぞれに学校の特色を生かして、成果を上げてくれているところでございます。

今現在、手元にある資料でも、県内で加配を使わず、専科教員を使わずに、正員の教員で実施している学校が42パーセントあるというふうなところでございますし、加配で実施しているのが29パーセント、非常勤で実施しているのが29パーセントということで、5年生、6年生では互いに35パーセントとか40パーセントの率で高学年の教科担任を実施しているというふうなところでございます。ただ、どこの学校に配置されて、どこの学校に配置されないというふうなことについては、先ほど言いましたとおり、教員の働く時間、労働条件にも関わってくるというふうなことを思いますし、教育効果にもつながってくるというふうなことを思いますので、残念ながら配置されなかったというような学校についても、粘り強くまた働きかけをしていきたいというふうなことを思っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） これから配置なり制度が実施されていくということになるかと思いますが、学校によって学びの質の違いが生じないようにというところの働きかけ、対応をまたお願いしたいなというふうに思います。

次に、教科担任制になる具体的な見通しとともに、この仕組みを導入するメリットや課題点なども情報発信することが必要と考えます。小学校の教科担任制導入について、保護者の方や児童に、中学校のような教科担任制になることを周知されているのでしょうか。お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 保護者の皆さんや子どもたちへの周知について、ご質問を頂きました。

今回の導入は、これまで各小学校のスタッフのやりくりと工夫で進めてきた授業の受持ちの分担を、新たに特定の教科の専科指導を行うための教員を、可能な限り増員配置することによって促進し、きめ細やかな指導の充実を目指すものです。中学校のように、毎時間、専門教科の先生が授業を行うというわけではありませんし、誰が専科指導を担当するかは、校内での人事として校長先生が適材を配置するというふうなことになります。また、学年のクラス数が2学級であるか3学級であるかによって運用しやすい教科も違ってきますし、専科指導に充てる時間数も変わってきます。全学年が単級の小規模校は、もともとのスタッフが少ないために、小規模校こそ加配措置があればありがたいというふうなところではございますが、いずれにせよ、新年度の教職員の人事配置が明らかになった時点で、それぞれの学校に適した運用の仕方を考え、保護者の皆さんや子どもたちに少しずつ説明をしていくというふうなことになるというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 教員の加配は、今のところどのようになるか分からないという

ことで、保護者、子どもたちへの周知は、今のところはされていないということでお伺いいたしました。今後、できるだけ早い時点で、子どもたちの学習ルールや授業スタイルの違いに戸惑わないようにするためにも、情報提供し、情報共有されることが望ましいのかなというふうに思いますので、そこは早いことというか、少しでもそういった説明する場、方法を考えていただけたらというふうには思います。

最後に、要望といたします。多様化する学校教育の変容に合わせ、専門教科担任の教育指導により、指導力を高め、学力向上に努められますことを願います。また、多忙な教員の負担軽減につながるよう、教育指導体制の改善構築に努められますよう願います。

議長（杉浦和人君） 次に、13番、池元法子君。

13番（池元法子君） それでは、最後の質問者になりますが、どうぞよろしくお願いたします。

まず、原発事故に備えての安定ヨウ素剤についての質問です。

昨年9月議会で安定ヨウ素剤の引き続きの購入について、町の広報等で、安定ヨウ素剤の備蓄、説明の掲載についてなど、質問をいたしました。当局は、令和2年5月で期限切れになっていた安定ヨウ素剤について、町民の安心安全の観点から、早急に購入し備蓄していくこと、災害時の基本屋内避難の周知とともに、安定ヨウ素剤の備蓄に合わせての周知をする旨の答弁を頂きました。そして、今議会、新年度予算に、防災活動事業の一環として、原子力災害に備えた安定ヨウ素剤の購入を計上してもらいました。

9月議会で申し上げましたように、万が一でも事故が起これば、備蓄してあるだけでは宝の持ち腐れになってしまいます。甲状腺がんを防ぐことができるのは、事故後、放射線が飛んでくるまでの2時間までに服用することが大切です。基本、屋内避難とすると、住民に事前配布が必要となります。幼い子どもほど放射能の影響を受けやすいため、その子どもを守るためには、例えば生後4か月の健診時に、医者からの説明や問診を受けて事前配布することが可能となります。また、県内の他市町では教育施設、幼稚園とか小学校、中学校、高等学校に配備するようになっているところもあり、我が日野町では、そのほかに福祉施設、保育園とか高齢者施設、そしてブルーメの丘、各公民館に配備していくこと等が考えられます。当局として、備蓄・配備・配布方法のお考えを伺います。

議長（杉浦和人君） 13番、池元法子君の質問に対する当局の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、安定ヨウ素剤の備蓄などについて、ご質問を頂きました。

安定ヨウ素剤につきましては、令和4年度に購入をし、備蓄を進めるため、当初予算に計上をさせていただいたところですが、備蓄にあたりましては、町の人口を考

慮し、丸薬を4万8,000丸、ゼリーを600包を予定をしております。

次に、備蓄・配布方法についてでございますが、国のガイドラインでは、直射日光や高温多湿を避けるとともに、子どもなどの誤飲が生じないように保管することが求められているところです。また、UPZと言われる原子力施設から半径30キロメートル以内では、原子力規制委員会により配布および服用の必要性が判断されるところでございます。日野町については、さらにそこから距離があることから、その判断に準じて配布をすることになると考えております。

これらのことを総合的に判断をし、平時は役場庁舎において一定の温度で保管し、配布が必要となった場合は、住民の方などに周知を行い、医師の関与の下で配布をしていきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） それでは再質問いたします。昨年の夏、滋賀県内の各市町において、原子力災害時に関する調査がされました。日野町に対しても調査があったと思います。その時点では、かつては備蓄していたが、備蓄を中止していると回答されていますが、今回また購入していただけることになり、県を含めると11自治体が安定ヨウ素剤を備蓄となります。半分もの自治体を用意するというのは、やはり近畿の水がめ、琵琶湖があり、お隣の福井県に原発銀座と言われるように原発があるから、そして、全て老朽化している現状だからかと思われれます。運転歴45年から47年の老朽化した高浜原発、美浜原発、大飯原発から、長浜市や高島市はUPZ内になりますので、それ以外のその他の自治体では、備蓄を決定している市町の中で日野町が一番遠くで、約80キロ離れています。しかし、事故が起きて、風速4メートルの北西風が吹いた場合、高浜原発からは約6時間で日野町まで放射性物質が飛んでくるのです。そして、私たちの飲料水である琵琶湖も汚染をされます。原発から来た放射性ヨウ素が体内に入ると、甲状腺がんを発症します。それを防ぐために、安定ヨウ素剤を服用するのです。

子どもは成長発達する時期でありますから、放射能の影響も受けやすく、それも、放射能を受けた2時間以内に服用しなければ、効果が下がってしまいます。風速や方角によって変わりますが、日野町では、放射能物質が飛んでくる約6時間プラス2時間で服用しなければならないとなると、役場まで行き、医師の診察、診断を受け、やっと服用できるとなると間に合わないし、自宅への屋内避難であれば、取りに行くこともできない。まさに宝の持ち腐れになると思われませんか。

今年3月11日、東日本大震災、福島第2原発事故から11年になり、いまだに避難生活、地元へ帰ることができない状態が続いておりますが、あの福島県でさえ、多くの自治体がせっかく備蓄しているのに、安定ヨウ素剤を県・国の指示がなかったため住民に配布できなかったとのこと。しかし、三春町は、町の担当課と町長

の判断で、緊急にほとんど全ての住民に安定ヨウ素剤を配布できたそうです。米原市は、この福島の教訓を踏まえて、市当局が自主的に住民の命を守る姿勢を示されています。日野町でも、米原市のように、自主的に住民の命を守る姿勢があるからこそ、今回も購入、備蓄の判断をしていただいたのだと思っております。

ですから、もう一步進んでいただいて、先ほどの質問で私が言ったような備蓄・配布を考えていただけないでしょうか。再度伺います。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（澤村栄治君） ただいま池元議員より安定ヨウ素剤の関係で再質問を頂きました。

池元議員からは9月の議会の中でご質問を頂いた中で、町としましては、やはり町民の安心安全という観点、また原発が再稼働したということも考慮する中で、来年度予算の中で購入する予算を計上し、購入していこうと考えております。

そもそも安定ヨウ素剤というものにつきましては、議員もおっしゃるように、要は原子力施設から放射能、いわゆる放射性ヨウ素というものが放出された段階において、呼吸とか飲食物を通じて体内に取り込まれると、基本的には大部分が尿から出るというには言われているんですけども、若干、選択的に甲状腺に固まってきて、数年から数十年後に甲状腺がん等が発症する可能性があるというもので、それに対してあらかじめ、今、言います安定ヨウ素剤を服用することによって、議員おっしゃるように2時間以内に服用することによって効果が高いというように認識をしております。

もう1つは、原子力規制庁のほうが出されています、いわゆる安定ヨウ素剤の配布・服用にあたってというものがあって、その中で解説書があるんですけども、その中で言われているのは、やはり若年層に効果があると。40歳以降については、どちらかというあまり効果がないというような書き方がされていますので、特にそこに書かれているのは、やはり妊婦、おなかにお子さんがおられる妊婦、授乳される授乳婦、そして新生児、未成年、ここらを重点的に、やはり甲状腺がんに対するの対策が必要かなと言われているところでございます。

町としては、町長が答弁しましたように、基本的にはやはり町で備蓄する中で配布体制をしっかりと検討していきたいなというふうに思っています。丸薬を4万8,000丸を購入したんですよ、今回考えているのはゼリー状を600包を考えていますが、今、現に持っている子ども用については、散剤と言われて、水で薄めて、調剤師さんがいる中で調合してからという、結構時間かかるものを今現在、持っているんですけども、それは結構、安全に管理せなあかん薬の部類に入るんですけども、それじゃなくて、今回新たに考えているのは、ゼリー状のものを考えております。

そうした中で、やはり若年層に配布するにあたっては、やっぱり一定、保護者の理解というのが当然、必要で、例えば保育所に置いておいた場合においても、保護者にやっぱりしっかり理解を取っていかなあかんという部分もございますし、そういった意味にもおきまして、まずは町でしっかりと保管する中において、どういうように今後、それを配布するか、そして、やはり原子力のいわゆる怖さ、その部分について、やはりこれが何のために町が保管しているかということ、今後しっかりと住民様に周知した中で、検討していきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） 今の町の方向は分かりました。

再々質問になるんですけど、最後の要望になります。安定ヨウ素剤の備蓄配布について、心配されている1つの理由に、医師の立会いが必要。服用の指示は国や県がすると思われているというところがあると思うんですけども、服用指示は首長ができること、医師でなくても研修を受けた市町の職員でよいことと県は言っております。これらは法的根拠も明確なことであります。錠剤の安定ヨウ素剤の服用については、原子力規制庁の解説書によりますが、副作用の心配はほとんどなく、副作用による健康影響のリスクよりも、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被曝のリスクのほうが大きいと述べられているように、安定ヨウ素剤は劇薬ではありません。ですから、原発から離れている町ということで、近くならもう、すぐに準備せなあかんとかいうふうに思うと思いますが、これだけ離れているからということで、いろんな疑問点や問題点などあると思います。

これは例なんですけれども、福井原発から70キロぐらい離れている日本海沿いの兵庫県丹波篠山市が、先進的な取組をされておられます。ぜひ、当局の職員の皆さんの中で研修・研究をお願いして、ぜひ備蓄だけじゃなくて、配布のほうの検討もしていただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

次に、内池地区住宅団地開発事業における町の対応について、質問をいたします。町道小御門十禅師線の道路改良、歩道設置事業に関わって、内池地区の住宅団地開発事業に係る町の対応については、12月議会でも問題点を指摘をいたしました。通学路の交通安全が重要なこと、必要なことは、私も十分認識をしております。住宅開発事業についても、町の発展に有効であり、反対するものではありません。この2つの事業は、通常のルールに基づいて実施できるはずですが、しかし、通常のルールを外れたものになっています。ですから、通常のルールをゆがめなければならない理由があるのなら教えていただきたいし、そのことへの町の姿勢を伺いたいと思います。

1つ目は、地区計画制度は、市街化調整区域において一定の基準を満たすことによって、開発行為を行うことを可能とする制度です。改めて伺います。町長は、地

区計画制度の目的、性格をどのように認識されているのでしょうか。また、日野町都市計画審議会の役割をどのように認識されているのか、伺います。

2つ目に、内池地区住宅団地開発事業の協議、審査の経過をお尋ねいたします。この事業は、令和2年2月に、第77回審議会に地区計画の運用基準に沿った素案が提出されました。ところが、令和3年3月、第78回審議会に提出された原案は、開発区域は不自然に町道沿いを除外し、道路幅員6メートルは確保せず、調整池も設置しない運用基準を満たさない計画に後退をしていました。素案の提出以降、町、県等の関係機関との協議によって、原案はなぜこのように後退をしたのかを伺います。

3つ目に、次に令和3年9月の第81回審議会では、開発事業の計画は、接道する道路幅員6メートルの運用基準を満たしていないと認識した上で、地区計画として認めるため、道路改良計画をつくると町長が判断したと報告をされました。本来、開発業者が実施すべき道路整備をなぜ町が肩代わりするのか、その根拠を伺います。また、12月議会で町長は、運用基準13条に基づく道路であり、便宜供与に当たらないとも答弁されていますが、その根拠を伺います。

4つ目に、この開発事業に関わる県の開発許可は、1月に許可されたと聞きました。令和3年3月の第78回審議会に出された原案の内容で許可されたのでしょうか。そうだとすれば、調整池と一部の道路拡幅が、開発許可の対象とならないとするなら、未実施でも県としては検査済み証を発行し、開発許可は完了ということになると思われます。これらの道路と開発業者が実施する保証を町は何によって担保されているのでしょうか。また、既存道路と一部拡幅道路のすりつけは極めていびつであり、このような構造が交通安全の観点から認められるものなのでしょうか、伺います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、内池地区住宅団地開発事業における町の対応について、ご質問を頂きました。

1点目の地区計画制度の目的、性格についてでございますが、地域住民の総意として提案された計画について、町の方針や都市計画に基づき、その目的に即して、町が決定する制度と認識しております。都市計画審議会の役割ですが、町の都市計画に関する事項に対して、町が諮問し、調査審議を頂く機関であると認識しております。

次に、素案と原案で計画内容が変更されたことについてですが、地域の諸事情により変更されたものと認識しております。整備計画については、開発基準に基づき協議されたものであり、地区計画の目的そのものを変更するものではありません。このことから、変更が計画の後退であるとの認識はございません。

次に、3点目の接道の整備についてですが、必佐小学校前の通学時間帯の通勤・通学・送迎等による交通状況はご存じのとおりかと思えます。通学路安全対策はもとより、ご地元や地域からも強い整備要望を頂いていることと、整備により町が必要と判断する地区計画の立地基準を満たすことから、町が整備することを決定をいたしました。道路の整備が開発の必要要件であれば提案者がすべきものと考えますが、町として対応すべきものと判断をしたところです。提案者の肩代わりをするといった認識はございません。

次に、4点目の調整池の設置と開発区域に接する道路の拡幅については、都市計画審議会において現地踏査をされ、意見を付した答申を受けました。当該地の現状から審議会の意見は的確なものであると判断したことから、提案者に対して、地区計画決定の要件として提示をしたところです。提示した要件については、提案者から確約書を得ております。道路の拡幅については、完了するまでは、接続する開発道路の供用はしないことを確認をしております。計画整備計画と併せて、安全対策について協議をしたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） それでは、再質問をいたします。

内池地区住宅団地開発事業は、日野町で初めて地区計画を活用し、開発行為を行うものです。日野町都市計画審議会では、今後の模範とすべきと受け止め、審議をしてきました。しかしながら、現在の計画はそうと言えるものではありません。地区計画の運用基準の基本方針4条3項にある、円滑な交通を維持できる道路、十分な流下能力を有する排水施設の設置、原則として新たな行政投資を行う必要がないという基本方針がどれも達成されず、良好な住環境を維持形成し、地域住民による適切なまちづくりを支援することという目的とかけ離れたものになっています。町長はどのように認識をされているのか、伺います。

2つ目の質問で、素案から原案に変更になったことは後退とは認識していないという答弁を頂きましたが、それは驚きです。審議会は、住民の代表として参加し、審議しています。町長が諮問した計画を、審議会でも不承認と答申されたことは重大なことです。不承認になるような計画を執行側として諮問したことは、当然、恥ずかしいことでもあると思います。このような変更を何とも思わないものなのでしょうか。理解ができません。町長は、審議会の答申を意見として聞き置くだけのものと位置づけられているのではないのでしょうか。

審議会では、素案時にあった調整池が設置されなくなったこと。接道幅員についても、素案時は6メートルの確保がされていたものが、確保されていないことなどの変更について、素案提示時は問題なく承認したが、原案は素案と相違があり、諸課題が生じている、運用基準に基づくべきであるという審議会の内容です。こうい

う審議がされている中で、承認された素案が約1年後、変更によって不承認となったことを重く受け止めるべきだと思います。

さらに、なぜ、あのような審議会が不承認とするような計画変更になった経過を尋ねています。地区の諸事情により変更になったのでは、答弁にはなっていません。お答えいただきたいと思います。

質問の3つ目です。次に、道路整備を町が肩代わりする根拠を伺いましたが、根拠は示されませんでした。根拠はないのです。今、道路の整備が開発の必要要件であれば、提案者、つまり開発事業者がすべきものと考えますと答弁されています。そのとおりなのです。開発の通常考え方です。にもかかわらず、町として対応すべきものと判断した。なぜ町がするのですか。まさに肩代わりではないでしょうか。答えていただきたいと思います。

再質問の4番目です。調整池や一部拡幅道路が、開発業者によって確実に実施されるようにしていただきたい。なお、道路の拡幅については、完了するまでは開発道路の供用はしないという答弁ですが、道路の一部拡幅がされても、供用できないということです。つまり、この計画は、円滑な交通を維持できる道路が整備されない、不十分な計画になります。町が肩代わりの道路整備をしなければ、完了しない計画なのです。まさに便宜供与ではないでしょうか。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 幾つか再質問いただきました。まず、建設計画課のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

地区計画運用基準の第4条、基本方針の中で、原則として新たな公共投資はしないと。これにつきましては、第13条のほうに、各類型で立地基準というものもございます。その立地基準におきまして、同等の道路整備を前提とした地区計画は設定するというような文言がございます。基本方針と違うやないかということですが、これについては、原則としてということですが、並行してその計画を持つということで、新たな公共投資ということについては、新たであるかないかという判断ですけれども、これについては事務局のほうで新たなものではないという判断をさせていただいたところでございます。

それから、素案と原案が変わって、原案は都市計画審議会のほうで不承認やったということですが、不承認であったという認識は持っておりません。と言いますのも、当然、79回の都計審やったかと思うんですけれども、なかなか机上では判断ができないということで、現地のほうも確認を頂きました。それで、現地を確認いただいた上で、意見を付しての答申を頂いたところでございます。その中で、素案はよかったけれども原案は不承認よというような答申はいただいていないという認識をしております。

それから、道路整備につきましては、議員も言われますように、地区計画の運用基準の要件でもございます。併せて地元からの要望もございます。そういったところで、道路整備については地区計画の要件であって、開発の要件ではございません。地区計画が決定しなければ、開発はできないというものでございますので、地区計画決定の要件として町が整備するというので、町が進めていくという方針を決定したところでございますので、それがいわゆる提案者の肩代わりであるというような認識はしておりません。と言いますと、そうしたら逆に、提案者のほうに道路整備をせえへんと地区計画決定せえへんでというのは、開発者のほうが逆に町の肩代わりをしているのかという論法にもなりますので、あくまでも町が地区計画を決定するために整備を決定したということですので、町が進めることについては何ら問題がないかなというふうに思います。

それから、調整池と一部道路の拡幅の分でございますが、調整池については、先ほどからも申し上げていますように、開発の基準の中でその内容が検討されていく中で、調整池はこの地域については必要がないということで、これは開発基準でございますが、開発基準では調整池の必要はないということと、今、拡幅を言われています道路についても、開発の基準上は拡幅の必要はないということでございます。まして、拡幅する部分の道路については、拡幅されるまでの間は供用しないという条件がつけられておりますので、その部分については、6メートルに整備しなければ、その部分の開発道路は供用できないということでございますので、これが地区計画の要件ではなくて、これも開発の要件でございますので、地区計画の要件と開発要件とは別物でございます。

そうしたことから、基本的には、議員言われますように、今回の地区計画は町で最初の地区計画でございます。当然、日野町都市計画審議会においても熱心に議論を頂きました。答申についても審査会の意見を付していただくなど、本来の都計審としての機能が十分働いたかなというふうに思っています。事務を進める中で、初めての地区計画ということで、事務局のほうも手探りの部分もございまして、一定、不備かと思われるようなこともあったかとは思いますが、今後に向けては、しっかりとその辺、対応できるように努めてまいりたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 建設計画課長が申し上げたところでありますけれども、1点目の運用基準には、申し上げましたとおり13条に基づいて、13条の3つ目、市街化区域隣接型の立地基準に基づいてさせていただいておりますので、運用基準に従っております。そして、都計審につきましては、本当に委員の皆様が熱心にご議論いただいて、今回の件も含めましてご意見を頂けることということは大変ありがたいですし、それを大いに参考にすべきだと思っております。後退というよりは変更の

そういうご指摘を頂いたということだと思っておりますので、それが何か悪くなったとかというよりは、状況に合わせて変わってきて、ただ、それをご議論を頂いているわけですので、問題はないのかなというように思っております。

あと、そのほかのございますけれども、やはり開発基準と今回の地区計画の運用基準は全く別物でございますので、そちら、もちろんややこしい、こちらの説明が足りない部分ももしかしたらあったかもしれない、私はその場におりませんので、あったかもしれませんので、しっかりとまた担当にも説明して、ご理解いただけるように言っておきますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） それでは、再々質問をさせていただきます。

まず、この地区計画は、開発許可と基準とは違うということ、先ほどから何度かお話がありました。これは都市計画審議会の中でも議論というのか、どう見るかというので議論になったところなんですけれども、開発許可というのは県が出すものなんです。町は、日野町の都市計画基準に添った形でちゃんと決定していくということ、都市計画審議会の中でもその問題が出ました。だから、県の開発許可が上で、その下に町の都市計画基準があるのかといたら、それは違うと思うんです。日野町が張る都市計画ですから、県の開発許可はそうであっても、それ以上のでなければならないというふうに考えなければならないと思ひます。

その点も何か、最初、開発許可の申請が下りました、県から。だから、もうこれを通して下さいみたいな形で進められました。いや、それは違うやろということで、こういう話がいろいろと進んできたわけなんですけれども、日野町は県よりも同等以上のことをちゃんと考えていかなければならないというふうに思ひます。

それと、もう1つ、認識の違いというんですか、第13条の話をされました。これは13条が、これは町がしなければならないというものではなくて、第4条の円滑な交通を維持できる道路云々、ありますけれども、かつ原則として新たな行政投資を行う必要がないこととということの基準なんです。第4条の基準がこういうことです。技術基準として、幅員6メートル以上に整備された道路に面している区域、これは、これを町がせえということじゃなくて、業者は13条のこの基準に基づいた形でしていくべきですよということが書いてある。そこらの認識不足というのか、理解がちょっと違うんじゃないかなというふうに思ひます。

だから、なぜ計画がこのように後退したのかということについても、後退じゃなくて変更であるということなんですけれども、今、私がここで図面を見せてしているわけじゃないので、皆さんに分らないと思ひますけれども、建設課は分かっておられると思ひますが、本当に不自然な形で削除されているということなんです。これは、道路については、本当は県の許可制度の取扱い基準では幅員6.5メートルで

あり、現状、現状というのはその原道ですね、そのときの原案の3メートルでは認められないということになります。接道についても袋状でないこととされ、少なくとも6.5メートル以上の道路に2か所以上隣接しているという必要があります。これは県の基準ですね。町が運用基準に適合するよう県と調整し、県が通常の接道基準どおりの審査をすれば、このように変更した計画にはなかったんじゃないんですか。その点も伺います。

県が通常の基準で判断をせず、例外扱いするためには、町の同意書が必要です。町は、令和3年9月2日付で、開発行為に係る接続先道路および接続箇所についてという公文書を、町長から知事宛てに提出されています。こういう文書です。そこには、接続先道路、これは幅員3メートルの原道のことですが、に幅員の規定値を満たしていないものの、交通量が少なく通行の安全上支障がないことから、接続先道路として問題がないと考えます。また、あるんですけど、1か所の接続箇所で問題がないと考えますというふうに報告をされているんです。

この同意書は、令和3年5月の第79回審議会の運用基準に沿った計画でなければ承認できないという旨の答申の趣旨を尊重しないばかりか、それに反し、運用基準に適合しない内容です。また、町長が交通安全対策の必要性を強調しながらも、この歩道設置するのに言われましたよね。交通安全対策の必要性を強調しながらも、この文書では、交通量が少なく通行の安全上支障がないと、自らの発言と正反対の内容のことがこれに示されています。どうしてこのような文書を提出されたのでしょうか。伺います。

また、開発区域について、諸事情によりという訳の分からない答弁があったんですけども、これは相続なのかどうか、都市計画審議会の中では、名義変更ができないらしいということから除外をしたというふうに聞きました。運用基準8条で、計画区域の利害関係者全員の同意が必要とされています。また、開発区域外とした用地から、あと一部、6メートル幅員の道路用地となっています。さらに、最南の土地は相続とは無関係です。土地所有者は存命されています。言い訳はこれで成り立つのでしょうか。どのように審査をされているのか、伺います。

調整池の必要性については、小学校グラウンド沿いの町道はよく浸水することは、周知の事実です。田んぼからも宅地に開発されれば、治水効果もなくなり、さらにひどくなります。調整池の設置は、町の都計審でも何度か指摘をされ、町当局も、水利計算上からも必要性を認めていました。これがなぜ変わったのでしょうか。必要なら、開発区域内に設置するべきものではないのでしょうか。

また、3つ目に、いくら言い繕っても肩代わり、便宜供与ではないかというふうに思われます。12月議会の本会議で町長は、この道路は運用基準13条に基づく道路と答弁しています。そして、先ほども、道路の整備が開発の必要要件であれば、提

案者がすべきものだというふうにも考えますというふうにも答えられました。つまり、この開発区域の区間約130メートルは、町が計画している幅員、車道6メートル、歩道2メートル、本来、開発業者が整備すべきことになるのではないのでしょうか。伺います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 幾つか再質問いただきましたが、まず、何から行きましようかね。まず、道路整備についてでございます。これは何遍も言いますが、地区計画決定の運用基準で決められた道路であって、開発基準で決められた道路ではないんです。先ほど議員のほうから、町のほうから県に文書が行ってという話がありましたけど、1つは、あそこが市街化区域内の、住居系の市街化区域であれば、今の道路で開発が可能なんです。けど、地区計画の基準で、今の道路では開発がでけへんということで、地区計画決定をするにあたって整備をせなあかんと。地区計画決定を決めるのは誰や、町やということで、町が整備するということで決定したものでございます。

開発と地区計画、どっちが上やねんという話ですが、基本的にあそこは調整区域ですので、地区計画決定がなければ、開発は許可されませんので、まずもって地区計画決定をせんことには開発はでけへんというふうなことでございますので、先ほど言われましたように、開発基準がクリアできたあるさかいに地区計画決定するものではないわなということでございます。そのとおりでございます。

あとは、調整池でございますが、これについても開発の基準の中で事前審査をされた中で、区域の水量の計算等をされて、調整池は不要やというような判断がされました。それについては、開発基準の中で計算をすると、確かに不要なものでございますので、あえてこれを開発区域の中に入れなあかんのちゃうのかということについては、別物でございますので、先ほどの質疑でもありましたように、今、開発基準が満たされていて、それを、工事が終わって開発の検査を受けたときも、正直なところ調整池がなかっても検査済証は下ります。これは先ほど議員が言われたとおりですが、それについては、都市計画審議会の意見もいただいた上で、町が必要であろうということで、地区計画の要件として提示をさせてもらって、業者のほうで実施をするという承諾を得ているものでございますので、その分については、開発行為では必要はないが、地区計画決定にあたっての要件ということなので、そこについては、それがどうこうということではなくて、地区計画決定の決め手になったわけではなくて、1つの要素ではありますが、それがそうするさかいに地区計画決定をしたというものではないです。

どっちにしても、地区計画の運用基準と開発の基準は違いますので、そこについては、一定、議員のほうとうちのほうとの見解の相違は生じていると思います。そ

れは生じていると思います。そやけど、そこはしっかりとまた今後、説明のほうはさせていただきたいなというふうに思います。

それと、入り口が1か所の承認でございますが、これについては、変更された開発の内容でいくと、1か所の入り口でいけるよと。これは県の認識でございますが、団地内の交通量が少ないのでこの形でもいけるよというようなことでございますので、前の道路の交通量云々じゃなくて、団地内の道路の中の交通量でございます。

残地のことでございますが、当然、提案が上がってきたときには、地権者、地元全てに同意を得ておられますので、名義変更ができない云々、理由は別にして、基本的にその部分についても、それが可能となれば、宅地に開発することについては何ら異存はないということで、全ての地権者、それから地元の方にも合意書というか、同意書ももらっていただいていますので、それが、ある諸事情によって今回は計画から外れるとなったとしても、最終目的である宅地整備がこれによって大きく変わるわけではございませんので、特にそのことが計画の後退でもないと思えますし、8条の全員の承諾が必要という部分については、計画提出時に既に承諾のほうはいただいておりますので何ら問題はないかなというふうに思います。

いずれにしても、この件については、またゆっくりと話をさせてもうたほうがいいかなと思いますので、ご理解のほう、よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） 先ほど私が言いました、もう再々々になりますので、もう要望になるわけですけれども、先ほど言いましたように、許可と基準とは違うとか、この13条の問題にとかいうのは、取りようの違いというんですか、何かすごく不自然な形がするんですね。この第4条の円滑な交通を維持できる道路とかいうところの技術基準が、幅員6メートル以上に整備された道路ということなんですよ。それが、町としてこれを整備しなあかんから、6メートル以上の道路を整備しなあかんから、何かこの基準に別に外れていないみたいな、そういうふうに取りれるんですね。何か、今、説明いただいたことでも、開発行為に係る接続先道路および接続箇所についてというところでも、交通量が少なく通行の安全上支障がないこと等から、接続先道路として問題はない。これは区域内の問題ですか。それはそういうふうには全然取れない。問題。だから、この中には、前の幅員6メートル以上の道路を設置する必要がないということが書かれてあるんじゃないんですか。何か全然、接続箇所について県に出された文章が、理解ができないような感じで見られているんですね。

私がこの問題の発言について、議員から臆測とかこじつけとかいうふうにも言われていましたし、また傍聴に来られた方から私の発言に対して罵声を浴びせられたというようなものの経過があるんです。だから、傍聴に来ている人には分からへんのやろなと、私が質問することが分からないんやろなというふうにも思いましたし、

この前には、前の12月議会においては歩道整備という名目だけで全長300メートルのことで出されていますので、それは担当課に対して聞きにいったところ、全長800メートルにわたる計画で、これも国に対しても要望されたというふうなことを聞いて、都市計画審議会に入っている私には、すごく疑問を持ったんですね、このことに。ですから、おかしいというふうに思ったわけですよ。

今回の当局側の方は、そこそこ私の質問の意図は分かってくれはるやろうなと思いますけれども、議員の中でも理解ができていない方もおられると思います。前の12月議会で、全長800メートルの図面を議員に配付してほしい旨を建設課に伝えて、それを出していただいたかと思いますが、議員には配られておりません。

今回の問題というのは、本来、開発事業者が実施すべき道路整備を町が肩代わりするということは便宜供与になるという問題です。公平公正な行政執行をゆがめる問題です。今回の答弁で、道路の整備が開発の必要要件であれば、提案者が、開発事業者がすべきものと考えますというふうに答弁されたにもかかわらず、町として対応すべきという判断したと、つじつまが合わない答弁がされています。おかしいことはおかしいと、チェック機能を果たすことが議員の責務だと私は認識をしております。

さきの齋藤議員の質問でも明らかになったように、この許可や条件に対する町長の認識不足といいますか理解不足といいますか、日頃から法令等に照らして判断する、筋を通すという姿勢が町政にあるのか、町長にあるのかどうか、ひとえに責任者としての町長の姿勢にあると思います。

幸い、来年度の道路計画工事は、学校敷地内までの200メートルというふうに変更されました。住宅団地開発区域では実施をされません。開発区域内について、運用基準13条に基づく道路整備として、開発の必要要件であり、開発業者は実施すべきものであると思います。町長は、これまでの対応の誤りはしっかりと是正すべきであると思います。

町長が、議長が関係する会社に付度をし、便宜供与を図ることがあってはいけません。また、そう思われるようなことをしてもないということをきっちり、町長として胸に落としていただきたいとか、そのことを分かっていたいただきたいというふうに、そのことを指摘をいたしまして、私の質問を終わります。

議長（杉浦和人君） 以上で、通告を受けました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は終わります。

委員会審査および調査につきましては、本日午後2時から、および15日午後2時から、および16日午後2時から予算特別委員会、17日には午前9時から総務常任委員会、午後2時から産業建設常任委員会、18日には午後2時から厚生常任会を、22日には午前9時から地方創生特別委員会、午後2時から議会改革特別委員会、それ

ぞれ開き、委員会の審査および調査をお願いいたします。

各委員会の招集につきましては、委員長の通知を省略いたしますので、ご了承をお願いいたします。

3月28日には本会議を開き、委員長報告を求めますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

一 起 立 ・ 礼 一

議長（杉浦和人君） ご苦勞さまでした。お疲れさまでした。

一 散 会 12時29分 一